令和６年度補正予算（案）

施策集

令和６年１１月
環　　境　　省

令和６年度補正予算（案）施策集目次

	頁
Ⅰ．地方創生、経済成長に向けた投資の促進	
・地域脱炭素推進交付金【エネ特＋GX】	1
・地産地消型資源循環加速化事業	3
・プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化【エネ特】 （プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業）	4
・自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業費	5
・資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築に関する調査事業	6
・地域資源循環促進を底上げする自治体 CE 診断・中核人材育成事業	8
・食品ロス削減、サステナブル・ファッション等の推進 （食品ロス削減、サステナブル・ファッション等の推進を契機としたライフスタイル変革推進事業）	9
・「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業【一部エネ特】	10
・国立公園オーバーツーリズム対策等事業	11
・イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業	12
・人工光合成を始めとする CO2 利用・固定化技術の社会実装加速化事業【一部エネ特】	13
・脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）及び SDG s のシナジー推進事業	14
・アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成促進事業	15
・国立環境研究所安全確保・省エネ化設備更新事業	16
・2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）サステナドーム“ジュニア SDGs キャンプ”における次世代への継承プログラム事業	17
・地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業【エネ特】	18
・野生生物保護管理拠点施設整備費	19
・再資源化事業等高度化推進事業	20
・不適正ヤード規制に向けた制度構築事業	21
・バーゼル条約に基づく PIC 手続等作業効率化調査検討事業	22
・環境行政に係るシステム整備事業	23
Ⅱ．エネルギーコスト上昇対策に資するくらしの脱炭素化	
・住宅の断熱窓改修等の促進【エネ特＋GX】 （断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省 CO2 加速化支援事業、既存住宅の断熱リフォーム支援事業）	24
・脱炭素志向型住宅の導入支援事業【GX】	26
・建築物の ZEB 化・省エネ改修の促進【エネ特＋GX】 （建築物等の ZEB 化・省 CO2 化普及加速事業、業務用建築物の脱炭素改修加速化事業）	27
・自家消費型再エネ・蓄電池の導入加速化支援【エネ特】 （民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）	32

・中小企業等の工場・事業場における省 CO2 対策の加速化【エネ特】 （脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO2 化加速事業（SHIFT 事業））	39
・商用車等の電動化促進事業【GX】	40
Ⅲ．国土強靭化など国民の安全・安心の確保	
・能登半島地震・豪雨等における家屋解体・災害廃棄物の処理等支援 （災害等廃棄物処理事業費補助金、災害等廃棄物処理促進費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助）	41
・能登半島国定公園等施設災害復旧、能登半島の自然資源を活かしたツーリズムと地域づくりの推進	44
・一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】	45
・浄化槽の整備 （災害に強い浄化槽の整備による防災対策の拡充）	46
・大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討 （大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業）	47
・防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援【エネ特】 （地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）	48
・自然公園等施設の整備 （自然公園等事業費等）	49
・水俣病に関する総合的な研究の推進等	50
・子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の化学物質分析加速化事業	51
・PFAS 対策の推進（PFAS 対策推進費）	52
・指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ・クマ類）対策事業	53
・特定外来生物防除等対策事業	54
・プラスチック等海洋ごみ回収･処理等支援 （海岸漂着物等地域対策推進事業）	55
・新たな脅威に対処する一元的な水質評価・管理研究	56
・生物多様性センター設備更新工事	57
・PCB 廃棄物適正処理対策推進費	58
・課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業	59

地域脱炭素推進交付金
（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金）

脱炭素先行地域　脱炭素先行地域

環境省

【令和６年度補正予算（案）　36,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和３年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「ＧＸ推進戦略」、令和５年７月28日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

（１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

①脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。

②重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

（２）特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

3. 事業スキーム

■事業形態　交付金

■交付対象　地方公共団体等

■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

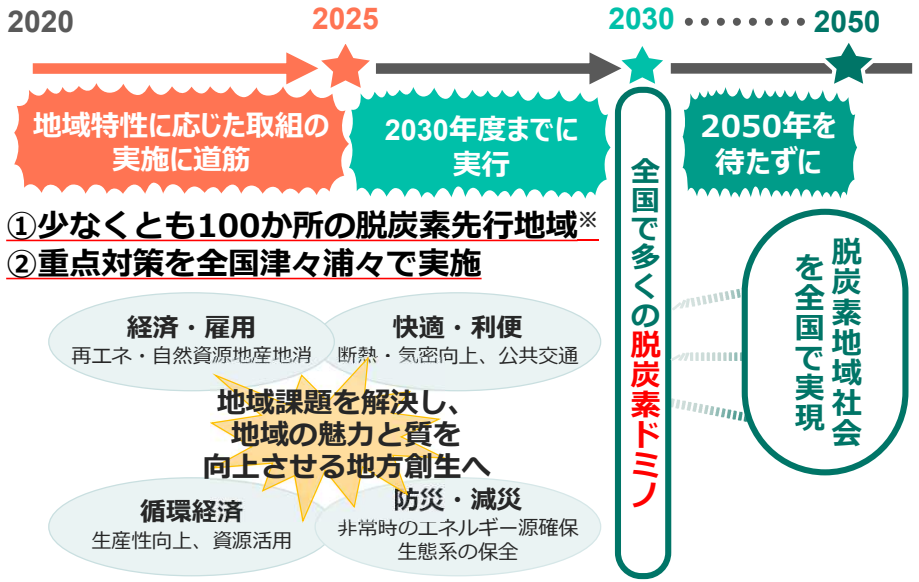

※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：交付スキーム>

(a)地方公共団体が事業を実施する場合　国 → 地方公共団体

(b)民間事業者等も事業を実施する場合　国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課　電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金　事業内容

	（１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		（２）特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること （一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成　等）	○再エネ発電設備を一定以上導入すること （都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	**1）CO2排出削減に向けた設備導入事業　（①は必須）** **①再エネ設備整備（自家消費型、地域共生・地域裨益型）** 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等（公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る） ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱等 **②基盤インフラ整備** 地域再エネ導入･利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム　　等 **③省CO2等設備整備** 地域再エネ導入･利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ（電動車、充放電設備等） ・その他省CO2設備（高効率換気・空調、コジェネ等） **2）効果促進事業** 1）「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業　等	**①～⑤のうち２つ以上を実施　（①又は②は必須）** **①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電** ※ （例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業） ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る **②地域共生・地域裨益型再エネの立地** （例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業） **③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導** （例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業） **④住宅・建築物の省エネ性能等の向上** （例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業） **⑤ゼロカーボン・ドライブ** ※ （例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業） ※ 再エネとセットでEV等を導入する場合に限る	**民間裨益型自営線マイクログリッド等事業** 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。
交付率	原則２／３	２／３～１／３、定額	原則２／３
事業期間	おおむね５年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要（計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能） ○交付金事業について、３年度目に中間評価を実施 ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		

地産地消型資源循環加速化事業

環境省

【令和６年度補正予算（案）　2,000百万円】

地域資源を活用した再生材の地域への供給を強化することで、新たな付加価値創出・地域経済活性化を図ります。

1. 事業目的

地域で排出される資源性廃棄物（家庭・産業からの複合素材（金属・木材・プラ等）、焼却灰や建設系の木質廃棄物、SAF原料等）であって主に焼却・埋立てされている廃棄物等の回収・選別・再資源化を支援することにより、循環経済への移行を促進するとともに地域経済の活性化を図る。

2. 事業内容

① 実施可能性調査・モデル実証事業

再資源化が困難である複合素材（金属・木材・プラ等）、焼却灰や建設系の木質廃棄物、SAF原料等の資源性廃棄物について、回収・選別・再資源化に係る技術面での実施可能性や事業性の調査分析、試行的な販売実証等を支援する。

② 回収・選別・再資源化のための技術実証・設備補助

再資源化が困難である資源性廃棄物であって主に焼却・埋立てされている廃棄物について、製造業・小売業等と廃棄物・リサイクル業との連携で再資源化し、一定以上を当該地域に再生材として供給するものに係る技術実証・設備導入を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態　　請負事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2）

■請負先、補助対象　　民間事業者・団体等

■実施期間　　令和６年度

4. 事業イメージ

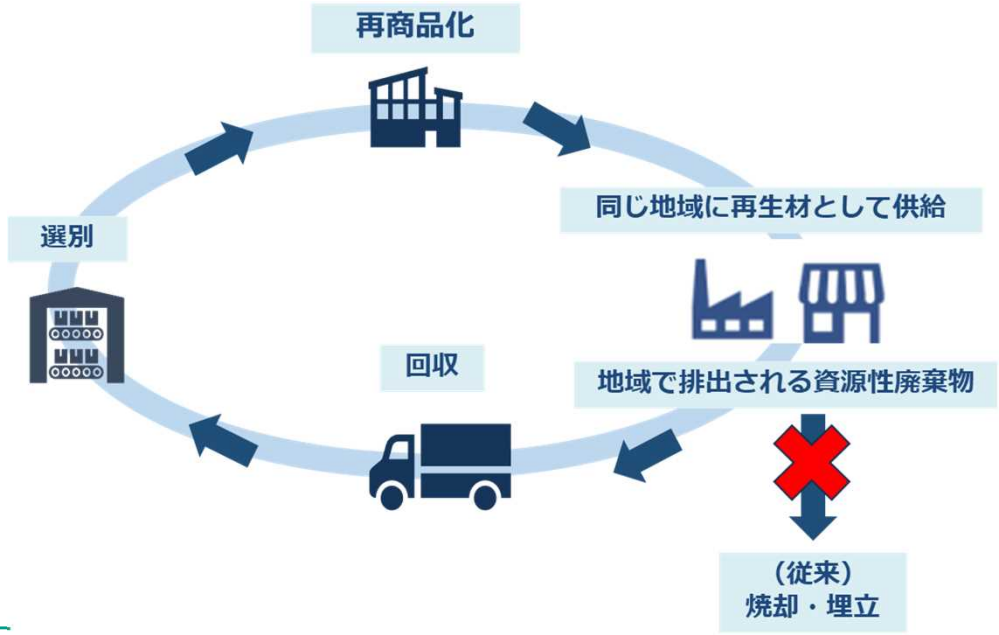

お問合せ先：　環境再生・資源循環局　総務課　リサイクル推進室　03-6205-4947　廃棄物規制課　03-5501-3156
資源循環ビジネス推進室　03-6205-4946

プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業

【令和６年度補正予算（案）　1,700百万円】環境省

プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等の導入支援による循環経済への移行を推進します。

1. 事業目的

プラスチック資源・金属資源等のリサイクル設備、バイオマスプラスチック等の製造設備及び廃棄物エネルギーの有効活用のための設備の導入支援により、国内設備での資源確保を通じて地方創生や産業競争力及び経済安全保障の強化に貢献するとともに、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

2. 事業内容

①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

プラスチックの回収・リサイクルの迅速化・効率化を進めるため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテイラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入及び再生可能資源由来素材（バイオマスプラスチック等）の製造設備導入を支援する。

また、プラスチック使用量削減に資するプラスチックのリユース（トナー容器等）に必要な設備を支援対象にすることでさらなる脱炭素化を図る。

②金属・再エネ関連製品・ベース素材等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

国内資源に限りがあることから、有用金属を含む廃棄物いわゆる都市鉱山や工程端材及び今後排出が増加する再エネ関連製品（太陽光パネル・リチウム蓄電池等）のリサイクルを促進するため、必要な設備導入を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（補助率１／３，１／２）

■補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　令和６年度

4.事業イメージ

お問合せ先：　環境再生・資源循環局 総務課　①容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153　②資源循環ビジネス推進室 電話：03-6205-4947

自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業費（経済産業省連携事業）

環境省

【令和６年度補正予算（案） 957百万円】

循環経済への移行に向け、産官学で一致団結し、国内における再生材市場構築を進めます。

1. 事業目的

2023年7月に提案された欧州のELV（廃自動車）規則案などの国際的変化に対応しながら、質の高い再生材の供給を拡大していくことは、循環経済への移行を国家戦略として掲げている我が国にとって重要である。本事業では、自動車における再生プラスチックの供給拡大と再生材市場構築に向け、産官学で連携し、サプライチェーンを通じた課題に対応する。

2. 事業内容

1．産官学連携による調査等

① 自動車向けの再生材市場拡大のための調査

2．廃自動車からのプラスチック回収促進事業

② 廃自動車からのプラ回収量拡大に向けた課題分析

③ プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破砕設備導入支援

3．高品質な再生材の供給促進事業

④ 国内の静脈産業における再生プラ供給ポテンシャルの評価

⑤ 再生材の品質評価のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入支援

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業、間接補助事業

■請負先・補助対象/　民間事業者・団体

■実施期間　令和6年度

4. 事業イメージ

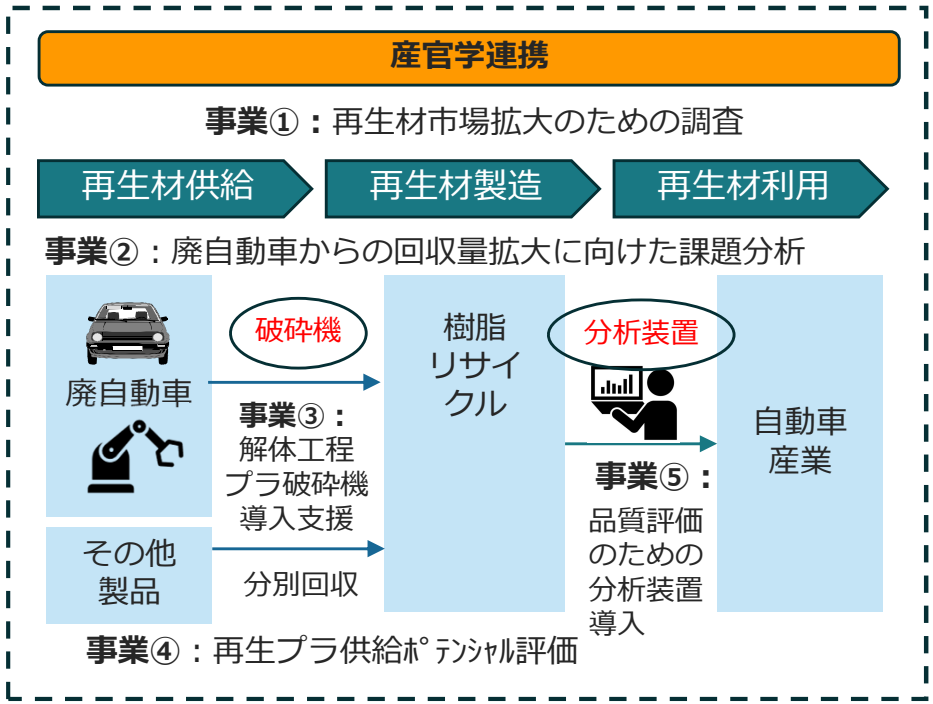

お問合せ先：　環境省 環境再生・資源循環局 総務課 資源循環ビジネス推進室　電話：03-6205-4946

資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築に関する調査事業

環境省

【令和６年度補正予算（案）　1,000百万円】

資源循環ネットワークの形成及び拠点の戦略的構築を通した、効率的なリサイクル体制の確保を図ります。

1. 事業目的

国内における効率的なリサイクル体制の整備のため、静脈産業のネットワーク化による再生材原料の「量」の確保や、拠点的リサイクル設備の整備による高度な処理技術の開発・実証・事業化による「質」の確保を目指す。さらに、中長期的な国内外の循環資源の需給バランスを考慮し、鉄スクラップ、E-scrap等の輸入を含め、我が国をハブとする国内外一体となった資源循環を促進し、我が国企業への再生資源の供給を強化・拡大する。

2. 事業内容

１．資源循環ネットワークの形成及び拠点の構築に関する戦略策定業務

次の調査を通じた戦略策定を行う。

- 循環資源等の移動量の実態調査（輸入も含む）
- 既存の事例に基づく、必要な設備の拠点的配置の有効性の調査・評価
- 海上物流も含めた物流ルートの効率化による資源循環指標の改善やCO2排出削減効果に関する調査・検討（国土交通省と連携）
- リサイクル設備の拠点的配置及び保管倉庫や検査設備等を事業者間で共有することによる現行制度上の課題抽出

２．ＦＳ事業（全国12カ所）

1.の調査を踏まえつつ、検討の熟度が早い個別事例について、立地自治体・事業者へのヒアリング等を行い、循環資源の供給ポテンシャル・輸送コスト等業界動向や市場状況、地域への経済波及効果を見極め、製造業への効率的な再生材供給のためのネットワーク形成及びリサイクル拠点のモデルケースを構築するためのFS事業を行う。

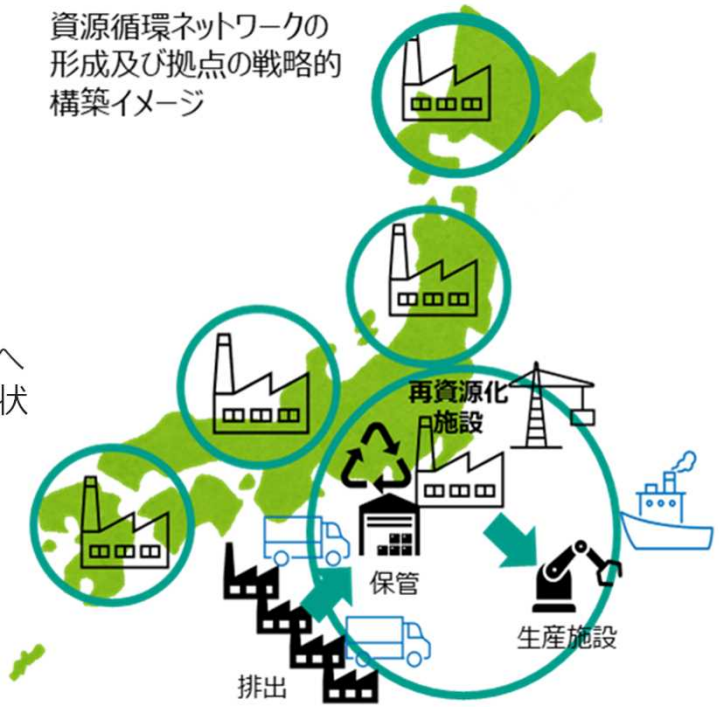

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業

■請負先　民間事業者・団体

■実施期間　令和６年度

お問合せ先：　環境省 環境再生・資源循環局 総務課 資源循環ビジネス推進室　電話：03-6205-4946

4. 事業イメージ

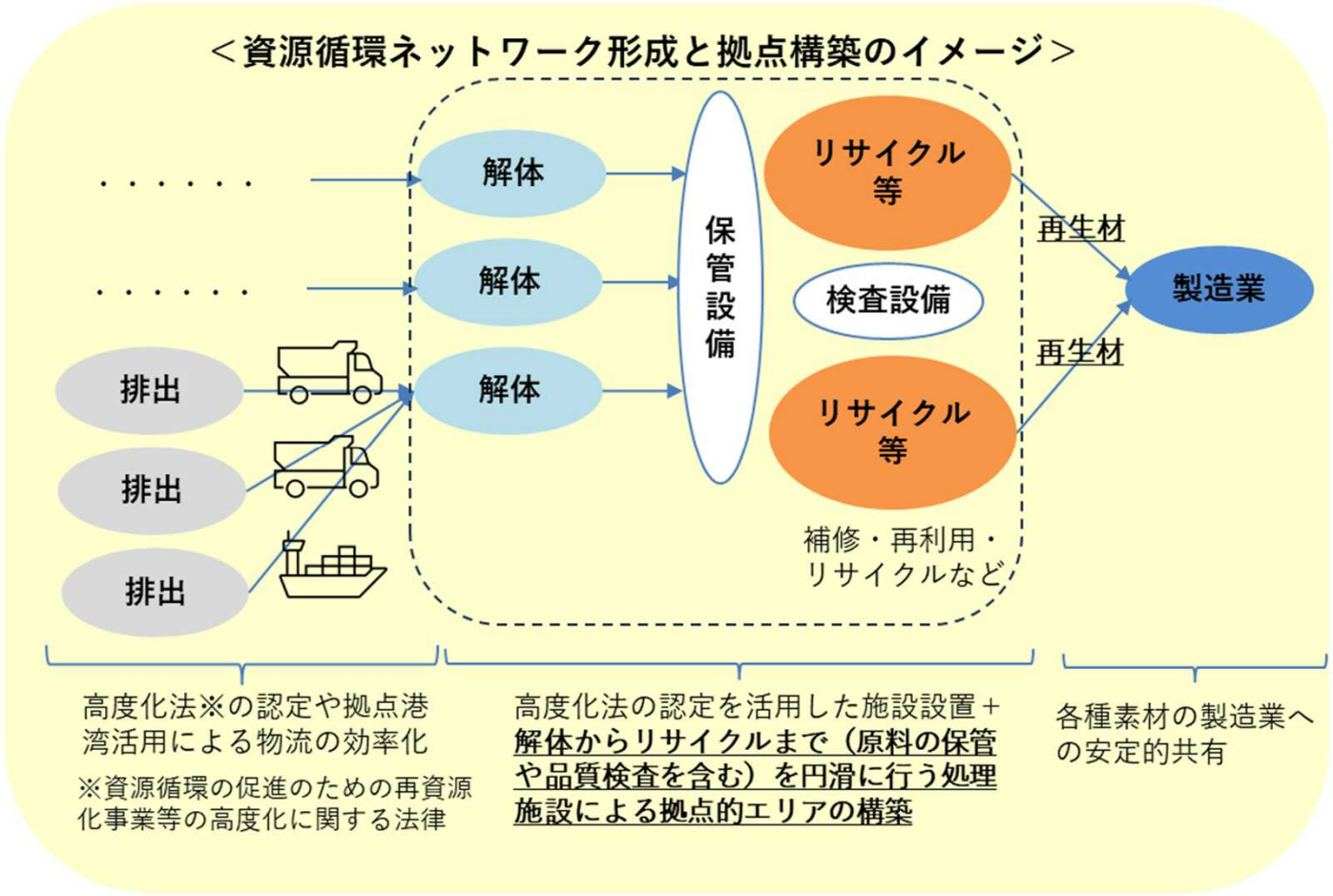

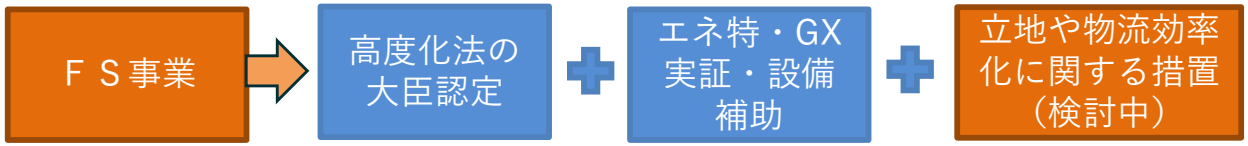

高度化法に基づく事業計画の認定

想定される循環資源

（例）
- 蓄電池（ブラックマス）
- 廃自動車（鉄・アルミ・プラ）
- 鉄スクラップ
- e-scrap
- 廃油　　等

地域資源循環促進を底上げする自治体CE診断・中核人材育成事業

環境省

【令和６年度補正予算（案）　205百万円】

地域の循環資源等を活かして地域経済を活性化させる自治体のCE取組の底上げを支援し、全国各地でCEへの移行を促進します。

1. 事業目的

地域の特性を活かした新たな資源循環による地域経済の活性化の流れを生み出すため、意欲はあるもののCEにどう取り組んだらよいかがわからない自治体に対して、先進事例に取り組むマイスターによるCEに係る現状評価やポテンシャル等の診断を行い、当該自治体のCEビジョン・モデル作成を支援するとともに、当該自治体で資源循環に取り組もうとする中核人材の育成、モデル実証事業を支援することで、資源循環に取り組もうとする自治体を底上げし、全国各地でCEへの移行を促進する。

2. 事業内容

① 自治体のCE診断の実施
- アンケートやヒアリングを通じて、自治体の廃棄物管理、地域資源の活用状況、推進体制、地場産業の構造等について現状の把握を行う。
- CEに関連する取組の状況やポテンシャルについて、先進自治体と比較をしながら強みと課題を明らかにし、地域の特性を基に資源循環の取組の可能性が高い分野や施策を特定し、地域へのメリットも提示する。

② CEの取組を伴走支援するツールの提供
- 類型毎（例：ウェルビーイング型、地域資源活用型、廃棄物削減型、事業創出型）に資源循環による地域活性化プロセスを整理した方法論をまとめたガイダンスを作成提供する。
- 地域のCE実践において重要な役割を担う、地域内の様々な主体と協力関係を築きながら循環ビジネスを創出するプレイヤーの養成プログラムを提供する。

③ 循環型ビジネスモデルの実証事業の実施
- 地域の廃棄物の資源化を目的とした循環型ビジネスモデル構築実証事業を実施する。
- 実証事業のコーディネートを行う人材に養成プログラムを適用するとともに、ハンズオン支援も行いながら、事業創出を実践する過程で人材を育成する。

3. 事業スキーム

■事業形態	請負事業
■請負先	民間事業者・団体
■実施期間	令和６年度

4. 事業イメージ

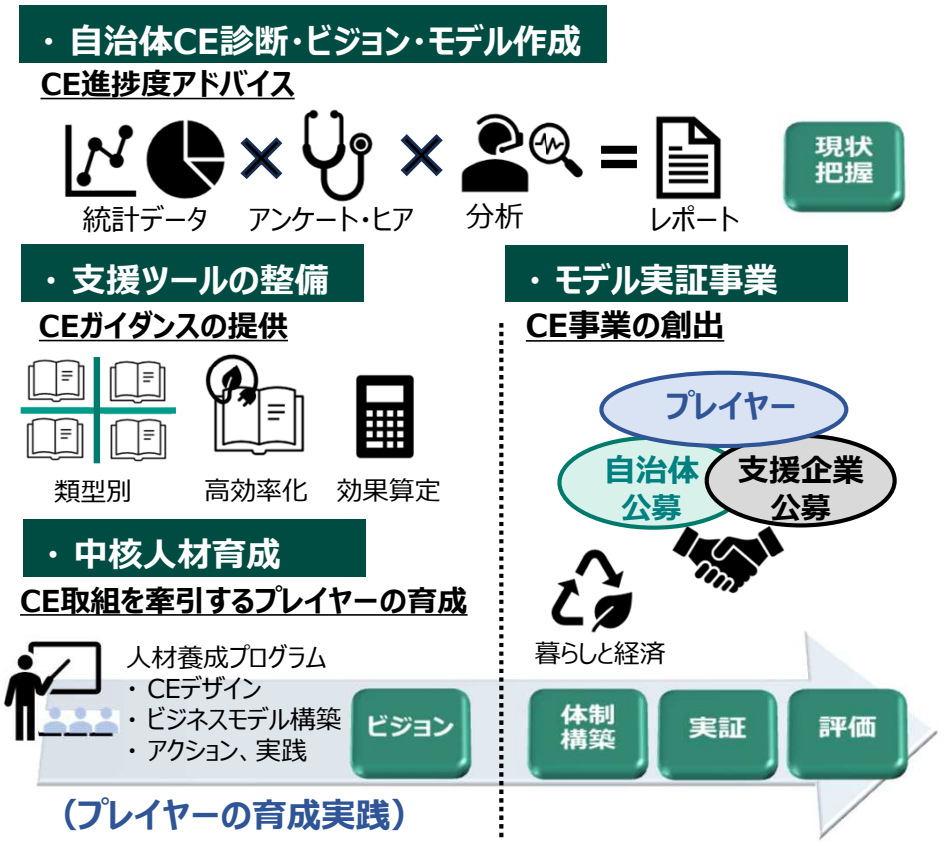

お問合せ先：　環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室　電話：03-5521-8336

食品ロス削減、サステナブル・ファッション等の推進を契機としたライフスタイル変革推進事業

環境省

【令和６年度補正予算（案）　190百万円】

食品ロス削減、サステナブル・ファッション等による循環型社会の実現に向けた支援により、将来にわたる質の高い暮らしを実現します。

1. 事業目的

（１）食品廃棄物等の発生抑制と食品循環資源の再生利用等の地域実装を支援する。
（２）使用済み衣類の利用促進等のサステナブル・ファッションの推進による循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の加速化に向けた支援を行い、家庭から廃棄される衣類の量について2030年度までに2020年度比で25%削減を目指す。

2. 事業内容

（１）食品ロス削減対策の地域実装の支援

・食品ロスに関する消費者等の行動変容を促進するため、民間のデジタル技術等を活用した家庭系食品ロス削減、食品廃棄ゼロエリア創出のモデル事業を通じて、対策の地域実装の支援と効果検証を図る。

（２）使用済み衣類の利用促進等によるサステナブル・ファッションの推進

・消費者が手軽に衣類を回収に出しやすい環境づくりや回収した衣類を循環利用し循環型ファッションを推進する取組を行う自治体や事業者、ＮＰＯを対象に、モデル事業の実施を支援する。
・モデル事業の成果等を踏まえ、グッドプラクティス集を作成し、事例の横展開を図る。

3. 事業スキーム

■事業形態　　請負事業
■請負先　　民間事業者・団体等
■実施期間　　令和６年度

4.事業イメージ

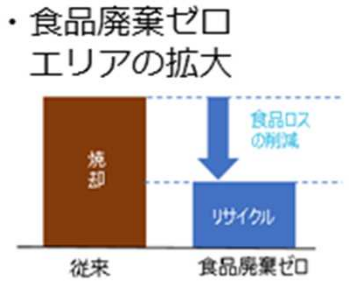

愛知県豊田市における衣類回収の様子

家庭系食品ロス削減にかかるモデル事業（例）

お問合せ先：　環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室　電話：03-5521-8336　リサイクル推進室　電話：03-6205-4946、03-5501-3153

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業

環境省

【令和6年度補正予算（案） 510百万円】

デコ活等の推進により、将来にわたる質の高い暮らしを実現します。

1. 事業目的

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の推進を通じて、2030年度に2013年度比46%（特に家庭部門では66%）削減及び2050年カーボンニュートラルを実現する。具体的には、自治体・企業・団体・消費者と連携した国民運動として、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトを展開する。

2. 事業内容

我が国の温室効果ガス排出量の約6割が衣食住を中心とした家計関連であり、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、2030年度46%削減、家庭部門66%削減等の達成が必要であり、暮らし、ライフスタイルの分野で大幅な温室効果ガス排出量の削減が不可欠である。一方で、国民・消費者の９割が脱炭素という用語を認知しているが、具体的な行動に結びついているとは言えない現状である。

このため、デコ活の推進のためのプラットフォームであるデコ活応援団（官民連携協議会）を運営し、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、デコ活を国民運動として推進する。また、マッチングファンド方式により、民間の資金やアイディア等を動員し、脱炭素にとどまらない資源循環やネイチャーポジティブ等も含めた生活領域全般における「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　委託事業、間接補助事業（補助率 定額（1/3相当）　）
- ■委託先等　委託事業：民間企業・団体、補助事業：地方公共団体、民間企業・団体
- ■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

従来の「普及啓発型」から、自治体・企業・団体等と連携して、消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組中心へとシフト

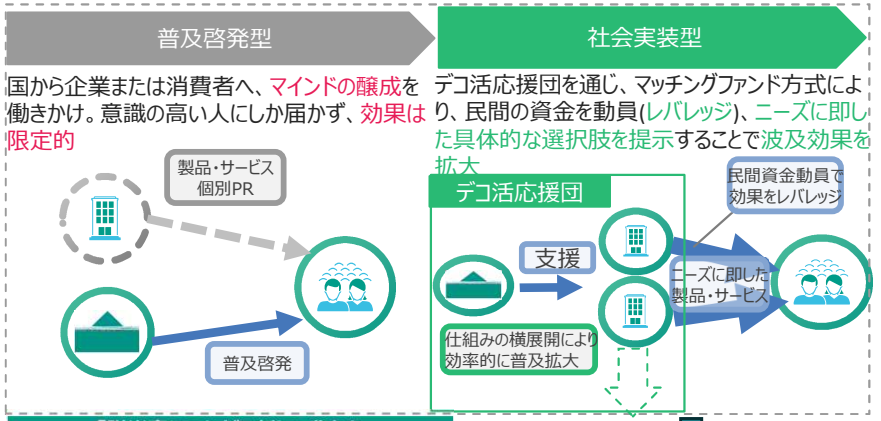

官民連携の下、衣食住/移動/買い物など、暮らしのあらゆる領域において「**脱炭素につながる新しい豊かな暮らし**」を強力に後押し

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室（デコ活応援隊）　　電話：03-5521-8341

国立公園オーバーツーリズム対策等事業

環境省

【令和６年度補正予算（案） 465百万円】

国立公園においてオーバーツーリズム対策等を実施し、自然環境を保全し、利用の質を向上させます。

1. 事業目的

地域の主体同士の連携では限界がある広域を対象としたオーバーツーリズム対策を環境省主導で実施するとともに、国立公園の魅力をハード・ソフトの両面から高める「国立公園満喫プロジェクト」等の取組を更に推進することにより、国立公園の保護と利用の好循環による地域活性化を図り、自然環境の保全と利用の質の向上を同時に実現する。

2. 事業内容

（１）広域的オーバーツーリズム対策

地域が主体となって個別にオーバーツーリズム対策が実施されているものの、他の地域に観光客が流入して問題が解決しない場合や、県をまたぐなど地域の主体同士の連携では対応や効果に限界がある場合に、環境省がイニシアティブをとり、広域的地域を対象としたオーバーツーリズム対策を実施。

国立公園の管理運営に関する、県境や市町村をまたぐ広域的な枠組（協議会等）と連携して、利用動態を定量的に調査して現状を把握し、利用の適正化に関する目標・指標を設定して、広域的に行う効果的取組を特定し、集中的に対策を実施する。

（２）国立公園満喫プロジェクト等の推進

利用の行動計画としてステップアッププログラム等の作成・改訂を行うとともに、協議会運営を通した自治体との連携を促進する等、国立公園の保護と利用の好循環を実現する取組を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態　　請負事業

■請負先　　民間事業者・団体

■実施期間　　令和６年度

4. 事業イメージ

オーバーツーリズム対策（例：富士箱根伊豆国立公園　富士山地域）

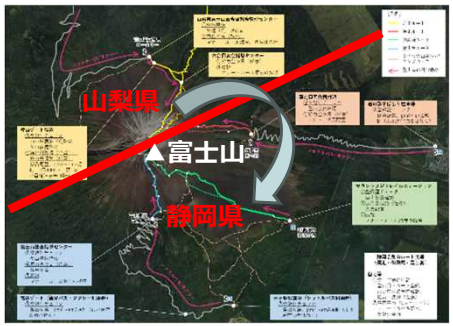

山梨県条例に基づくゲートの設置、上限人数と時間帯規制、通行料徴収等の対策により、利用者が静岡県に流入することも考えられ、**富士山地域全体を俯瞰した利用動態の把握**が必要。

・県をまたぐ登山ルート利用パターン
・山頂や８合目付近などの混雑度
・ごみ投棄等マナー違反の状況

⇒山麓地域ビューポイントへの誘客、山麓部ロングトレイルの活用など、**利用分散対策を講じる**。

ステップアッププログラムの作成・改訂及び地域協議会の運営

ステップアッププログラムを作成・改訂するとともに、具体的な地域の課題・取組を協議するために**地域協議会を運営**。

協議会とその下部組織である作業部会等を通して、地域との合意形成を促進し、連携を強化。

⇒**保護と利用の好循環の実現**に向けて、自然体験アクティビティの充実、受入環境の磨き上げ、国内外のマーケティングの取組等につなげていく。

お問合せ先：　環境省　自然環境局　国立公園課　03-5521-8279

イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業

環境省

【令和６年度補正予算（案）88百万円】

環境スタートアップの研究開発・事業化を支援し、持続可能な社会の実現に向けたイノベーションを創出します

1. 事業目的

環境スタートアップの研究開発（フェーズ１：採算性調査（F/S）及び概念実証（PoC）、フェーズ２：技術開発（R&D））から事業化までを切れ目なく支援することで、「ネットゼロ」、「循環経済」、「ネイチャーポジティブ」の統合的推進に向けたイノベーションの創出を図るとともに、環境ビジネスの創出・拡大及び雇用の増加に貢献する。

2. 事業内容

環境スタートアップ特化型の研究開発支援【88百万円】

優れた技術シーズを持つ環境スタートアップの研究開発をF/S、PoCで幅広く支援しつつ、有望案件を絞り込んでR＆Dで集中的・継続的に支援することで切れ目のない支援を実施。また、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションによるR&Dの枠を設け、社会実装に向けた取組を強化。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　間接補助（定額、定率）
- ■補助対象　民間事業者・団体
- ■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

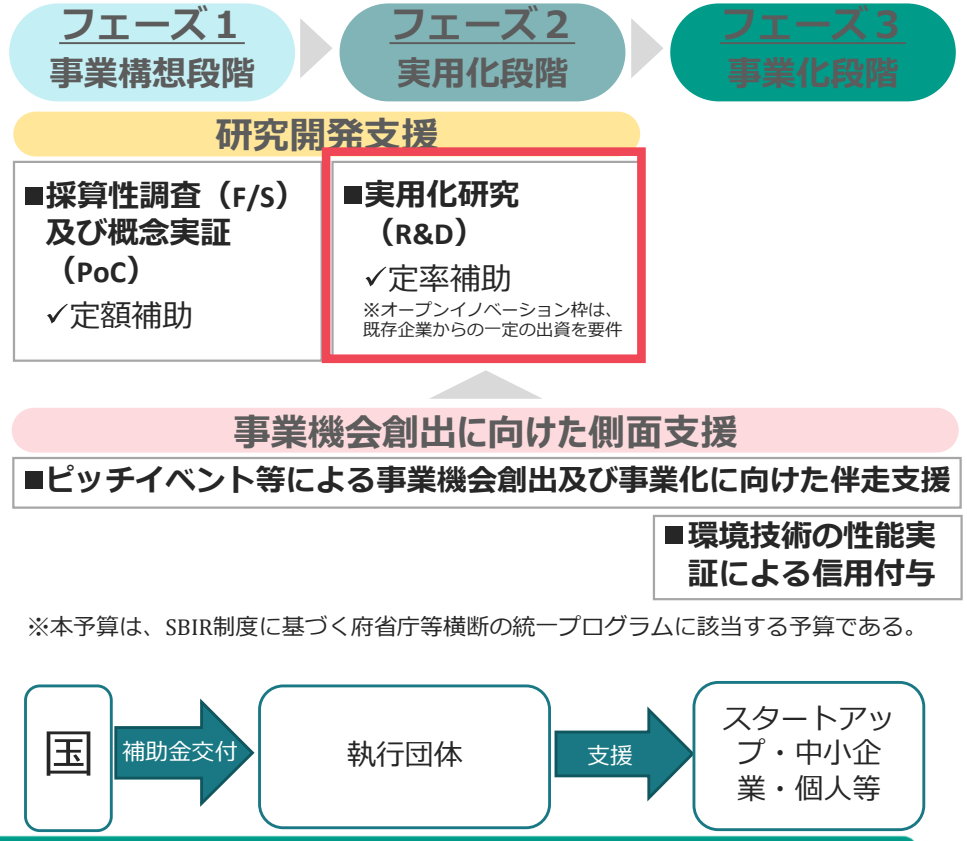

お問合せ先：　環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室　　電話：03-6205-8276

人工光合成を始めとするCO2利用・固定化技術の社会実装加速化事業

環境省

【令和6年度補正予算（案） 100百万円】

人工光合成などの技術の更なる社会実装を目指します。

1. 事業目的

2050年ネットゼロ、2030年度46%削減という温室効果ガス削減目標の達成に向け、CO2を回収し有価物として再利用するCCU（Carbon dioxide Capture, Utilization）やCO2の固定化を進めることも必要となることから、人工光合成を始めとするCO2利用・固定化技術の早期社会実装を進める。

2. 事業内容

素材産業など、脱炭素化を最大限進めてもCO2排出がゼロとならない分野もあることから、CO_2排出を可能な限り低減した上で、なお排出されるCO_2を有価物（資源）として捉え新たな別の有価物に転換するCCUやCO2の固定化は、温室効果ガス削減目標の達成に向け必要な技術である。

CCUについては、「カーボンリサイクルロードマップ」（令和５年６月策定）において、水素の調達環境や技術成熟度等を考慮しつつ、各製品分野における可能な限り早期の技術確立、低コスト化、普及を目指し、技術開発や実証を進めることとしており、鉱物化によるコンクリート、人工光合成等による化学品、メタネーションにより燃料へ再利用するなど、様々な技術開発が進められている。また、近年CCUの性質も有する吸収源対策であるブルーカーボンの活用が多面的に進められている。

本事業では、人工光合成を始めとするCO2利用・固定化に関する技術抽出や課題整理等を行い、更なる社会実装加速化に向けた方策を検討する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　委託事業・請負事業
- ■委託先　民間事業者・団体等
- ■実施期間　令和6年度

4. 検討のイメージ

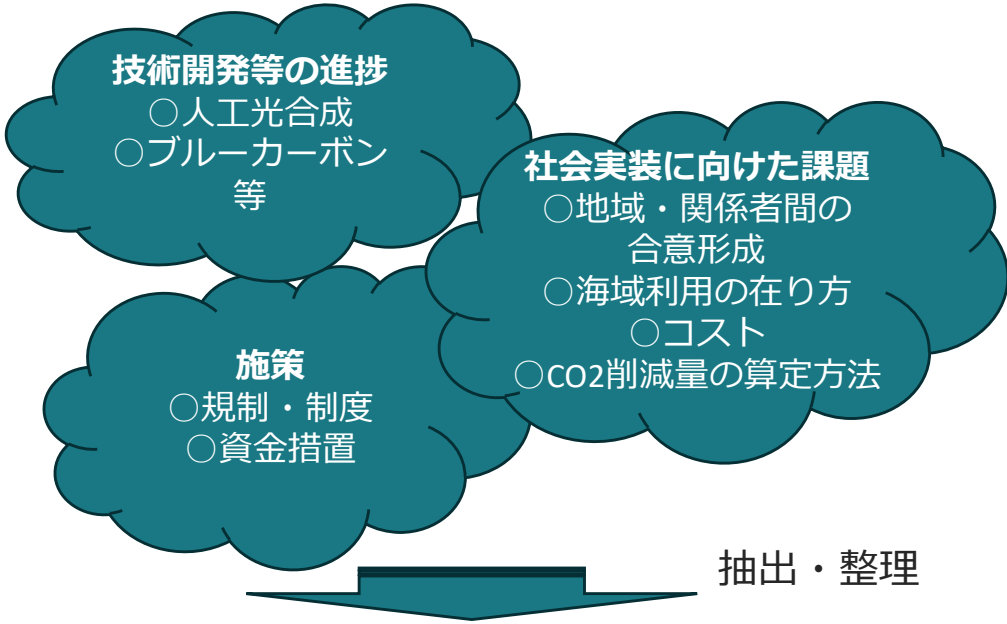

お問合せ先：環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341
環境省　地球環境局　総務課　脱炭素社会移行推進室　電話：03-5521-8244

脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）及びSDGｓのシナジー推進事業

環境省

【令和６年度補正予算（案） 180百万円】

優れた脱炭素技術等の導入及び調達プロセスの能力構築により途上国の脱炭素社会への移行等を支援するとともに、気候変動対策とSDGｓのシナジーを推進します。

1. 事業目的

EBRDへの拠出を通じたJCMスキームによる個別プロジェクト支援を行い、JCMクレジットを獲得すると同時に、アジア・東欧諸国等における脱炭素化に貢献するとともに、他の環境課題を同時に解決するシナジー効果の高い事業を実施し、各国の脱炭素化と我が国企業が有する優れた脱炭素技術・製品の海外展開を促進する。また、UNEPへの拠出によりSDGｓ達成に向けたシナジー効果の高い施策を国際的に推進します。

2. 事業内容

政府のインフラシステム海外展開戦略等を踏まえ、国際機関と連携して、JCMを活用した我が国の脱炭素・グリーン技術プロジェクトを支援する。

EBRDを通じて、温室効果ガス削減プロジェクトへの資金支援を実施するとともに、JCMの国際的な認知度や信用の向上、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成等を図り、導入コスト高から進んでこなかった我が国企業が有する優れた脱炭素技術等の導入を支援。アジア・東欧諸国等における脱炭素社会への移行による、脱炭素技術等の市場拡大・普及展開を進めることで、JCMクレジット獲得と同時にネットゼロ社会への移行を支援し、我が国企業が有する優れた環境インフラの海外展開の促進につなげる。また、その貢献に応じたJCMクレジットの早期獲得を目指す。

また、UNEA6で日本が提案し採択された「シナジー促進決議」の実施のため、UNEPに拠出を行い、我が国の取組を含め、シナジーの好事例の収集・共有・発信等のためのUNEPの活動を支援します。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　拠出金
- ■拠出先　欧州復興開発銀行（EBRD）、国連環境計画（UNEP）
- ■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

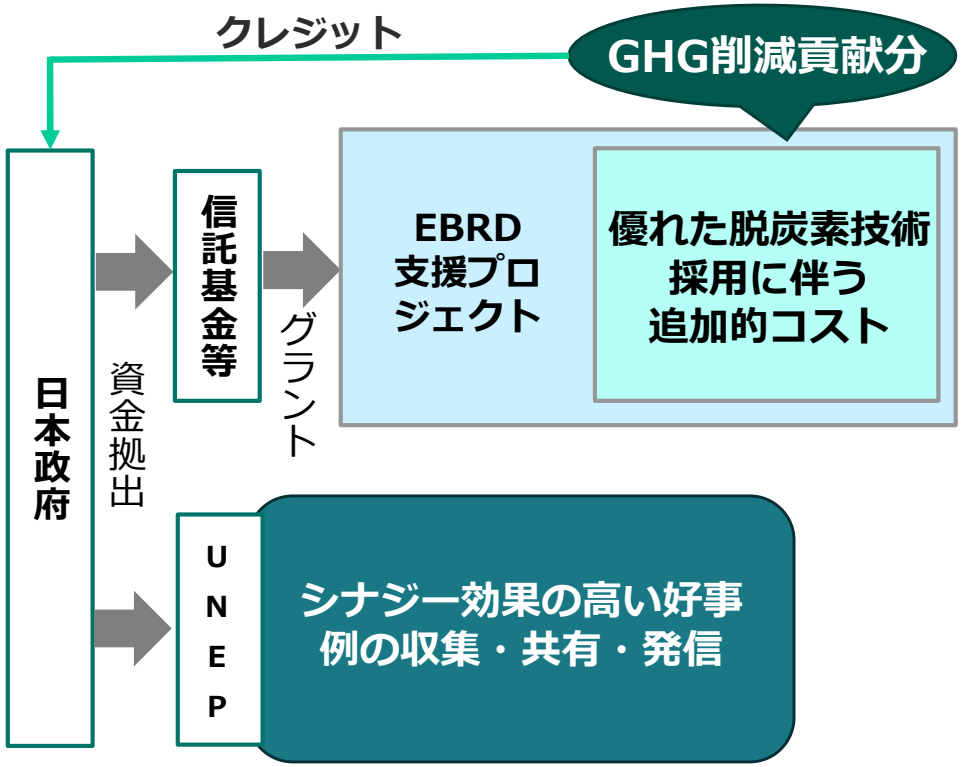

お問合せ先：環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室　電話：03-5521-8248
国際連携課　電話：03-5521-8243

アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成促進事業

環境省

【令和６年度補正予算（案）　1,000百万円】

廃棄物管理事業の形成促進を通じた我が国循環産業の国際展開のための環境の整備と質の高いインフラ輸出の実現により、アフリカ諸国における適正な廃棄物管理を実現します。

1. 事業目的

グローバルサウスの中でも特にアフリカは、廃棄物管理インフラの未整備に起因する公衆衛生問題の改善が喫緊の課題。ACCP(※1)加盟国・都市の廃棄物管理事業を形成するプログラムを設立し、TICAD(※2)の枠組みも活用しつつ世界銀行等の資金を活用した循環インフラ整備プロジェクトを増加させ、我が国の質の高い循環インフラの輸出推進につなげる。

2. 事業内容

- 人的資源及び事業提案能力不足等により廃棄物管理インフラ整備が進んでいないアフリカ諸国が世界銀行等国際資金も活用した廃棄物インフラプロジェクトを形成するためのプログラムを新設する。
- 具体的には、当該国・都市の廃棄物関連データの調査及び事業・資金スキームを検討するための予備調査を実施し、政府・自治体、ドナーとなる国際開発機関との調整を行い、プロジェクト提案書の作成支援を行うことで、国際開発機関等へのプロジェクト要請を促進する。
- ACCPと連携し、廃棄物管理プロジェクトの初期段階から支援することにより、各プロジェクトにおける我が国の廃棄物インフラ輸出機会を創出する。また、優良なインフラ整備事例を横展開し、我が国の民間企業のビジネス機会の拡大につなげる。

※1 ACCP：アフリカのきれいな街プラットフォーム
※2 TICAD：アフリカ開発会議

3. 事業スキーム

■事業形態　拠出金
■拠出先　国際機関
■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

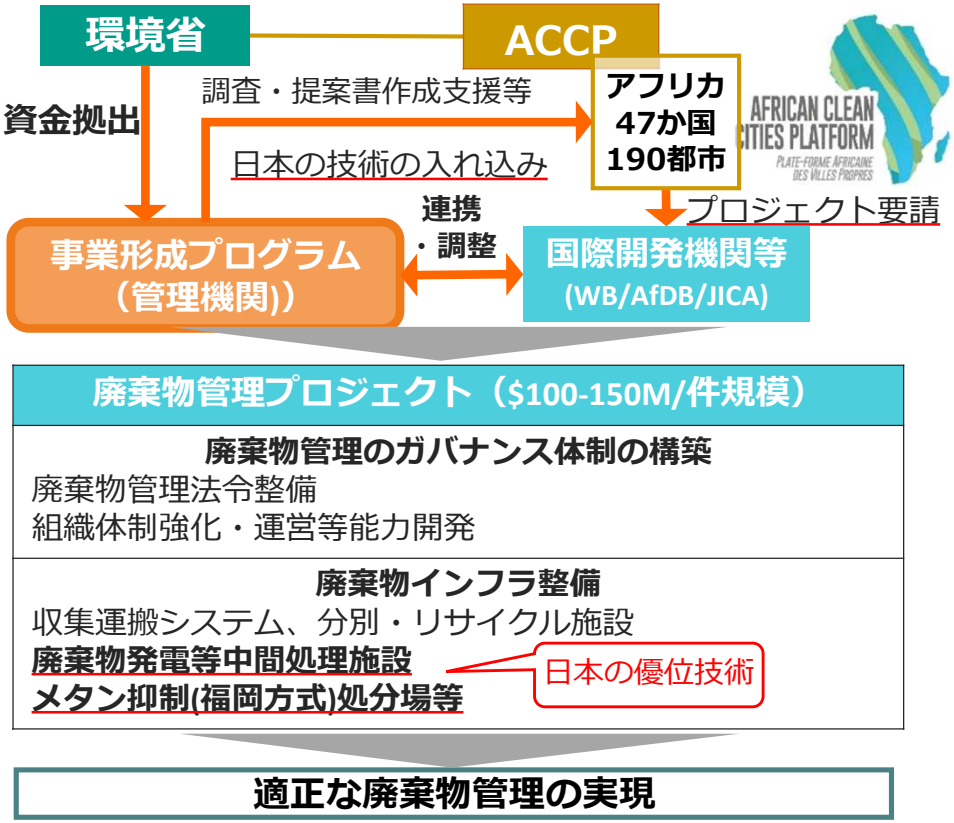

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　総務課　循環型社会推進室　電話：03-5521-8336

国立環境研究所安全確保・省エネ化設備更新事業（国立環境研究所施設整備費補助金）

環境省

【令和6年度補正予算（案）　600百万円】

国立環境研究所の研究機能を維持するため安全確保・省エネ化対策整備を実施します。

1. 事業目的

国立環境研究所つくば本構の有害排気浄化装置や化学物質管理区域に係る空調設備は、設置から20年が経過し老朽化が著しいため、職員の安全確保及び建物の保安管理並びに省エネ化のため更新整備する。

2. 事業内容

国立環境研究所は、幅広い環境研究に学際的かつ総合的に取り組む我が国唯一の研究所として環境問題の解決に重要な役割を果たしてきた。

研究所の設備には設置から20年を経過して故障が頻発し、保守部品の確保も困難になっているものがある。これら設備が正常に作動しない場合、職員の安全が確保できず危険であり、さらに周辺に被害が拡大する恐れ、また国内外の政策にも活用される研究試料を喪失する可能性などがあるため、更新整備する。その際、脱炭素化に資する省エネ化も図る。

1. 研究本館Ⅲ化学物質管理区域　安全確保空調更新整備
2. 環境試料長期保存設備更新整備工事
3. 有害排気浄化装置（スクラバー）安全確保更新整備

3. 事業スキーム

■事業形態　直接補助事業

■補助対象　研究機関（国立研究開発法人国立環境研究所）

■実施期間　令和6年度

4. 整備イメージ及び故障の状態

1.化学物質管理区域空調設備

←化学物質管理区域に係る空調設備

↓腐食による穴

2.環境試料長期保存設備

試料保存設備→
数十年分の貴重な試料を保管。気密不良による霜の発生。

←生物試料。過去の環境中の化学物質や重金属汚染状況を検証できる。

←設備裏側。気密不良により常に水が大量に溜まった状態。

3.有害排気浄化装置（スクラバー）

↑装置内部は老朽化が進み、雨水侵入による素材の劣化やモーター異常、配管の漏水等も生じている。

お問合せ先：　環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室　電話：03-5521-8238

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）サステナドーム“ジュニアSDGsキャンプ”における次世代への継承プログラム事業

環境省

【令和6年度補正予算（案）50 百万円】

ESD推進のため、大阪・関西万博において、子ども・若者に向けた効果的な情報発信・学びの場を提供します。

1. 事業目的

大阪・関西万博のテーマ「いのち輝くみらい社会のデザイン」に沿って、若者・子ども向けのこれまでの環境に関する知恵を継承し、未来を考える場を提供するためのコンテンツを作成する。

2. 事業内容

大阪・関西万博では、子ども・若者向けのESD施設「サステナドーム」において、環境問題、SDGs全体について子ども・若者が考え、国際交流しつつアウトプットする場として、各種プログラムを提供することとなっている。この枠を用いて、専門家や若者とともに今後のあるべき未来について考える場を提供するため、会期前にコンテンツ作成や事前学習、探究学習の時間を活用したプログラム作成を行うものである。

<コンテンツの例>

●国内と海外の若者の協働による、アジア地域における環境課題を解決するための合同ワークショップの実施及び動画、映像等コンテンツの制作。

●東日本大震災や能登半島地震の被災者とつながり、震災の経験を継承するとともにこれからの未来を考える場を提供するための動画、映像等のコンテンツ制作。

●国連大学と協力し、ESDの国際的な取組であるESDに関する地域拠点（RCE）や環境大学院ネットワーク（ProSPER.NET）を活用し、社会の持続可能な未来に向けた情報発信を行うための動画、映像等のコンテンツ制作。

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業

■請負先　民間事業者・団体

■実施期間　令和6年度

4. 事業イメージ

お問合せ先：　環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室　電話：03-5521-8231

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業

環境省

【令和６年度補正予算（案） 918百万円】

地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域設定に向けたゾーニングの実施による計画策定等を支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「GX推進戦略」等に基づき、2050年脱炭素社会の実現に向け、地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニングを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

① **地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援**
　地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、区域全体又は各施策の目標達成に必要となる意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

② **公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援**
　公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

③ **官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援**
　地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要となるシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。

④ **再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援**
　自治体による再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

⑤ **再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援**
　再エネ促進区域等において地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態	間接補助　補助率　①3/4、2/3　②④3/4　③2/3、1/2、1/3　⑤1/2 上限　①②⑤800万円、③2,000万円、④2,500万円
■補助対象	①④地方公共団体　②地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象） ③地方公共団体、民間事業者・団体等　⑤民間事業者・団体等
■実施期間	令和６年度

4. 事業イメージ

計画的・段階的な脱炭素への取組へ

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109

野生生物保護管理拠点施設整備費

環境省

【令和６年度補正予算（案）　94百万円】

野生生物の保護管理に必要な拠点施設を整備し、生物多様性の保全に貢献します。

1. 事業目的

トキの飼育、繁殖、放鳥前の順化等を行っている佐渡トキ保護センターの施設整備・改修等を確実に行い、本州でのトキの野生復帰の実現と、トキをシンボルとした地域活性化に貢献する。

2. 事業内容

日本産のトキは絶滅したが、平成11年以降中国から提供された個体を飼育下繁殖させ、継続的に佐渡に放鳥し、現在では野生下で500羽以上の生息が確認されている。これらの佐渡での野生復帰の成功事例を生かし、現在、本州での野生復帰に向けた検討や放鳥実現に向けての取組を進めている。今後も放鳥前の順化訓練は引き続き佐渡の順化ステーションで実施する予定であり、また、石川県・能登地方や島根県・出雲市における放鳥個体の確保のため、繁殖ペアや繁殖個体数を増加させる必要がある。しかし、トキの飼育繁殖の拠点として1993年に開所した佐渡トキ保護センターは、設置から30年以上が経過し、施設各所で老朽化が著しく進行しているため、老朽化が進んでいるケージの改修や、各飼育施設の防水・塗装やモニタリングカメラの修繕等を行うことで、施設の長寿命化を図る。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　請負事業
- ■請負先　民間事業者・団体
- ■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

〇保護管理拠点等の整備

飼育施設の老朽化対策

長寿命化

飼育繁殖基盤の維持、本州での野生復帰

佐渡島及び本州におけるトキの野生復帰を確実に推進することで、地域での持続可能な観光振興等に寄与

お問合せ先：　環境省自然環境局野生生物課　電話：03-5521-8282

再資源化事業等高度化推進事業

環境省

【令和６年度補正予算（案） 200百万円】

再資源化事業等高度化法に基づき、再生材の質と量を確保し、経済成長、地方創生、経済安全保障につなげます。

1. 事業目的

資源循環を進めていくため、再資源化事業等高度化法に基づき、製造側が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるようにするとともに、資源循環産業の発展を目指す。

2. 事業内容

■ **再資源化の実施の状況の報告及び公表システム構築等業務**

① 再資源化事業等高度化法に基づく定期報告制度の情報受領・公表のためのシステム構築のための構想・企画等

② 製造業と廃棄物・リサイクル業のマッチング支援のための方策や必要なシステムの企画

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業

■請負先　民間事業者・団体等

■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

○ 令和６年３月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。

○ 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定**、**特に処分量の多い産業廃棄物処分業者**の再資源化の実施の状況の**報告及び公表**、再資源化事業等の高度化に係る**認定制度の創設**等の措置を講ずる。

基本方針の策定

・再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、基本方針を策定し公表するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

・再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
・特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表
⇨ 再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

・再資源化事業等の高度化に係る国が一括して認定を行う制度を創設し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>
➢ 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、広域的な分別収集・再資源化の事業を促進

例：ペットボトルの水平リサイクル

<②分離・回収技術の高度化>
➢ 分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進

例：ガラスと金属の完全リサイクル

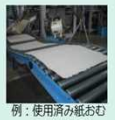

例：使用済み紙おむつリサイクル

<③再資源化工程の高度化>
➢ 温室効果ガス削減効果を高めるための高効率な設備導入等を促進

例：AIを活用した高効率資源循環

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局廃棄物規制課　電話：03-5501-3156

不適正ヤード規制に向けた制度構築事業

環境省

【令和６年度補正予算（案） 100百万円】

不適正なヤードにおける金属スクラップ等を原因とする生活環境保全上の支障を防止します。

1. 事業目的

平成29年の廃棄物処理法の改正により、廃棄物に該当しない家電（有害使用済機器）の保管又は処分を業として行う場合の届出制度を創設し、規制の強化に取り組んできた。その一方で、一部の「ヤード」において、規制の対象とされなかった金属スクラップ等の不適正な保管に起因する生活環境保全上の支障が発生しているため、新たな規制の枠組みを構築する。

2. 事業内容

- 全国のヤード数、立地状況、周辺環境に影響を引き起こしたヤード、水質汚濁を引き起こしたヤード等、全国規模の調査を行う。
- 自治体に対して、規制対象物、規制手段、条例との整合性、ヤードに対する自治体の対応等に関してアンケート調査を行う。
- 騒音、振動、油汚染、飛散、悪臭、水質汚濁、火災、崩落等、ヤードの周辺環境への影響を調査を行う。
- 不適正輸出の実態やヤードで発生する金属資源の国外への流出状況を把握するための調査を行う。
- 実態調査やアンケート結果で明らかとなった課題を踏まえ、不適正ヤードに対する規制強化等を議論するために、有識者会議を開催する。
- 省内外の関係部署と連携し、自治体や関係事業者に向けた制度運用に関する説明会を開き、規制内容について合意形成を図る。

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業

■請負先　民間事業者等

■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

① 実態調査：ヤードの現場調査等

② 有識者会議

➢ 検討会及び小委員会で議論

③ 説明会

➢ 自治体及び事業者向けに実施

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物規制課　　電話：03-6206-1767

バーゼル条約に基づくPIC手続等作業効率化調査検討事業

環境省

【令和６年度補正予算（案） 46百万円】

バーゼル条約に基づく事前通告・同意回答（PIC）手続等の迅速化対策としてデジタル化等を検討します。

1. 事業目的

① 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（バーゼル条約）の国内実施・体制整備
② バーゼル条約実施に係る国内施策の改善と国際的な議論への対応
③ バーゼル条約に基づく輸出入案件の管理と不適正輸出の防止

2. 事業内容

- バーゼル条約において締約国の義務となっているPIC手続について、他国は既にデジタル化が進んでおり、条約の交渉会議においてもPIC手続のデジタル化を実施すべきとして議論が進んでいるところである。
- 国内外の事業者からも申請手続の迅速化は要望されているところ、本事業ではPIC手続に係る諸作業の見直しを行い、改善方法を検討する。
- 特に、2025年1月1日から発効する電気及び電子機器廃棄物（e-waste）に係るバーゼル条約附属書改正により、申請の増加が見込まれているところ、相手国や事業者とのやり取りのデジタル化等を検討し、作業の効率化を図る。
- また、デジタル化等により事業者ごとの案件を適切に管理するとともに、事業者等の情報を蓄積・分析することで、不適正輸出の防止にも活用する。

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業
■請負先　民間事業者
■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

【バーゼル条約に基づくPIC手続】

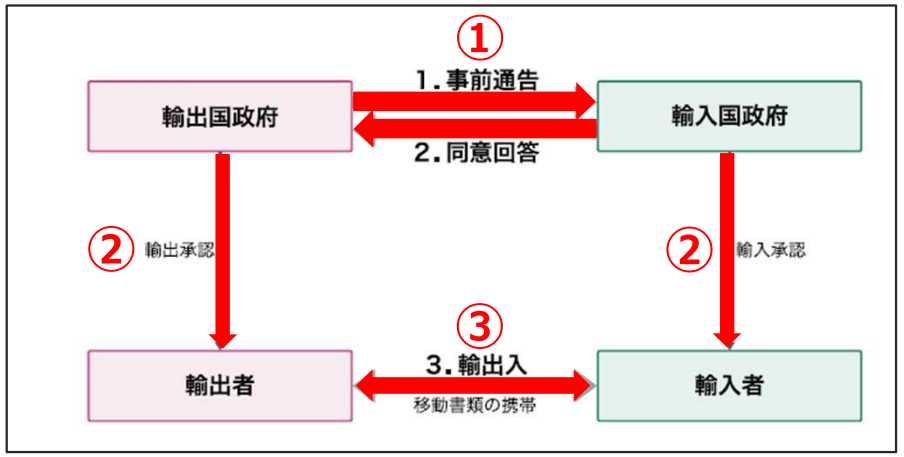

①輸出入国政府間における事前通告・同意回答手続
②輸出入者と輸出入国政府間における申請から承認までの手続
③輸出入が実施される際の移動書類の携帯等の手続について、デジタル化等の迅速化対策を検討する。

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物規制課　電話：03-5501-3157

環境行政に係るシステム整備事業

環境省

【令和６年度補正予算（案）518百万円】

環境行政に係るシステムについて改修等を実施します。

1. 事業目的

環境の保全・整備や公害の防止等、環境行政に係る業務においてシステム改修等を行い、業務の効率化・適正化を実施し、環境問題の解決に図ることを目的とする。

2. 事業内容

環境の保全・整備や公害の防止等、環境行政に係る業務におけるシステムの改修等を実施し、環境行政に係る業務を迅速、円滑、安全に進め、よりよい行政サービスの提供を進める。

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業

■請負事業　民間事業者

■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

国 → 民間事業者

直接執行

※対象システム

○環境省ネットワークシステム
○環境省ホームページシステム
○環境省ＧＩＳ統合基盤システム
○PRTRデータ管理・公表・開示システム
○化学物質環境実態調査データベース
○海洋プラスチックごみマッピングデータベース
○捕獲情報収集システム
○生物多様性情報システム
○国立公園業務管理システム
○産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システム

お問合せ先：　環境省大臣官房総務課環境情報室　電話：03-5521-8212

断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

環境省

【令和6年度補正予算（案）135,000百万円】

くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

- 既存住宅の早期の省エネ化を図ることで、エネルギー費用負担の軽減及び住まいの快適性の向上と、2030年度の家庭部門からのCO2排出量約７割削減（2013年度比）の実現を図り、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に貢献する。
- 先進的な断熱窓の導入加速により、窓等の価格低減による関連産業の産業競争力強化及び経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現し、くらし関連分野のGXを加速させる。

2. 事業内容

約5,000万戸存在する国内の既存住宅のうち約２割しか現行の省エネルギー基準を満たしていないこと及び家庭におけるエネルギー消費の大部分を冷暖房由来のものが占めており、これらの使用量を減らすには熱損失が大きい窓等の開口部を改修し断熱性能を高めることが効果的であることに鑑み、既存住宅において断熱性能の高い窓に改修（改修工法：内窓設置、外窓交換又はガラス交換）する際の費用の一部を支援する。

既存住宅における断熱窓への改修
補助額：工事内容に応じて定額（補助率1/2相当等）
対　象：窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事
（熱貫流率（Uw値）1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業
■補助対象　住宅の所有者等
■実施期間　令和６年度

4. 補助事業対象の例

内窓設置　**外窓交換**　**ガラス交換**

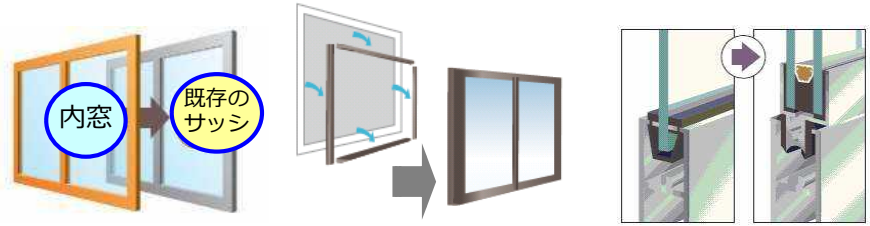

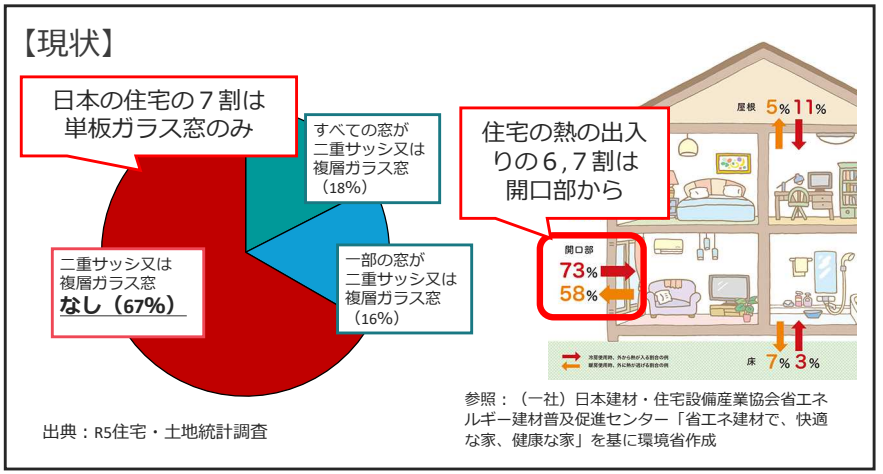

お問合せ先：　環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341

既存住宅の断熱リフォーム支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

環境省

【令和６年度補正予算（案） 940百万円】

住宅ストックの脱炭素化に資する既存住宅への断熱リフォームを支援します。

1. 事業目的

① 既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO2化により、エネルギー価格高騰から国民生活を守る。
② 2030年度の家庭部門からのCO2排出量約７割削減（2013年度比）への貢献
③ 2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保

2. 事業内容

既存住宅の断熱リフォームによる省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

①既存戸建住宅の断熱リフォームに対し1/3補助
上限:120万円/戸（蓄電システム、熱交換型換気設備等への別途補助）

②既存集合住宅の断熱リフォームに対し1/3補助
上限:15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸。
熱交換型換気設備等への別途補助（集合個別のみ））

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業
■補助対象　住宅所有者等
■実施期間　令和６年度

4. 補助対象の例

トータル断熱
高性能建材を用いた断熱改修

又は

居間だけ断熱
主要居室の部分断熱改修が可能

外壁の断熱改修など
既存の断熱材を撤去し、敷込断熱等を施工

内窓設置
既存サッシの内側に樹脂製の内窓を設置

外窓交換
古いサッシの枠に重ねて新たなサッシを取付けなど

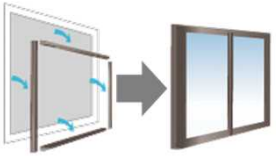

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅･建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341

脱炭素志向型住宅の導入支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

環境省

【令和６年度補正予算（案） 50,000百万円】

ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する新築住宅（脱炭素志向型住宅）の導入を支援します。

1. 事業目的

① 脱炭素志向型住宅の導入加速により、関連産業の産業競争力強化及び経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現し、くらし関連分野のGXを加速させる。

② 住宅の省エネ化を加速させ、エネルギー価格高騰から国民生活を守る。

2. 事業内容

家庭部門のCO2排出量削減を進め、くらし関連分野のGXの実現に向けて、2050年ストック平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す牽引役として、ZEH基準の水準を大きく上回る性能を有する省エネ住宅の早期普及を図るため、脱炭素志向型住宅（GX志向型住宅）の導入に対して支援を行う。

○対象（補助額）：新築戸建住宅、新築集合住宅（160万円／戸）
○主な要件：①一次エネルギー消費量の基準（BEI）≦0.65（省エネのみ）
②一次エネルギー消費量削減率100%以上※1,2（再生エネ等含む）
③断熱等性能等級６以上　　など

※1　寒冷地等の場合は75%以上、都市部狭小地等の場合を除く
※2　集合住宅は、別途住宅部分の階層により設定

注）以下の住宅は、原則対象外とする。
・「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅
・「災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る）」に立地する住宅
・「市街化調整区域」かつ「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ３m以上の区域に限る）」に該当する区域に立地する住宅　　など

3. 事業スキーム

■事業形態　　間接補助事業
■補助対象　　民間事業者・団体
■実施期間　　令和６年度

4. 補助対象の例

お問合せ先：　環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部経済産業省・国土交通省連携事業）

環境省

【令和６年度補正予算（案）4,800百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

① 2050年カーボンニュートラル実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。

② 外部環境への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(1)ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業(一部経済産業省連携)

①新築建築物のZEB普及促進支援事業　②既存建築物のZEB化普及促進支援事業

③非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資する設備機器等の導入及び既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果の調査を支援する。

(2)省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業(一部国土交通省連携)

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

(3)サステナブル倉庫モデル促進事業(国土交通省連携)

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業

■補助対象　地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間　令和6年度

4. 事業イメージ

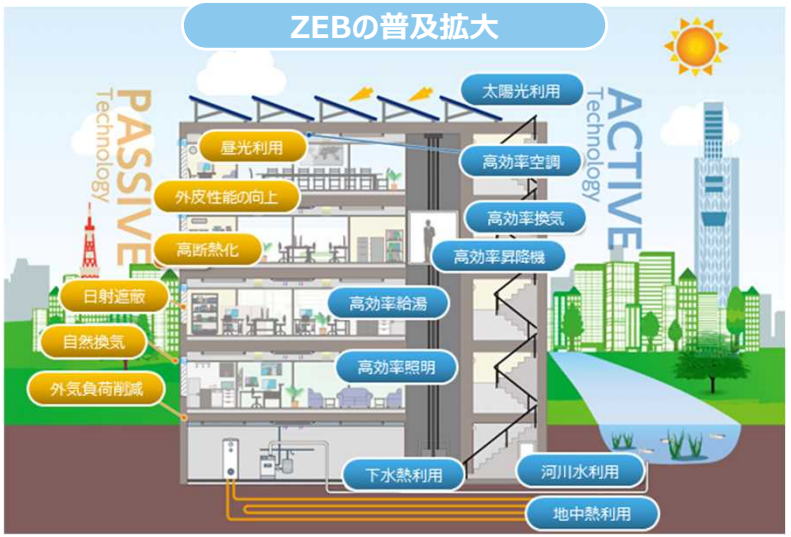

施設の省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及

クーリングシェルターのイメージ

省CO2独立型施設のイメージ

サステナブル倉庫のイメージ

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　ほか　　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（１）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）

環境省

業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

②既存建築物のZEB化普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

ZEBの更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること 等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業

・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等。

◆採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業 等。

③非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

◆補助要件：ZEBプランナーの関与、BEIの算出、技術や設計手法、費用等のデータの提供・公開 等。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（①②2/3～1/4（上限3～５億円）③1/2（上限100万円））

■補助対象　地方公共団体※1、民間事業者・団体等※2

■実施期間　令和６年度

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡～10,000㎡	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※1　①②について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※2　①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

お問合せ先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（2）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）

環境省

業務用施設の省CO2化と災害・熱中症対策を同時に実現するため、高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 様々な業務用施設において、熱中症対策にも資する高効率機器等の導入を支援することにより、既存建築物のCO2排出量を削減する。
- クーリングシェルターや災害時の活動拠点としての活用も可能となる、フェーズフリー性とエネルギー自立性を兼ね備えた省CO2移動独立型施設（コンテナハウス等）の普及促進を目指す。

2. 事業内容

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業（一部国土交通省連携事業）

様々な業務用施設等の改修に際し、高効率な設備の導入支援を行い、熱中症対策等にも資する既存建築物の省CO2化の促進を図る。（補助率：1/3）

1. クーリングシェルターの普及を図るため、既存建築物への高効率空調等の導入を支援する。（上限：1,000万円）
2. 高効率機器への更新による既存民間建築物の省CO2化を支援する。（上限：3,500万円）
3. オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。（上限：4,000万円）
4. 空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。（上限：1,000万円）

◆補助要件： 各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等。

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

クーリングシェルターや災害時の活動拠点としても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行い、平時の省CO2化と同時に地域の熱中症対策とレジリエンス性能の向上を目指す。（補助率：1/3）

※コンテナハウス本体等は補助対象外。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業

■補助対象　地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ

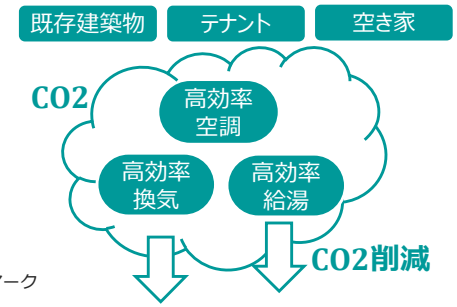

クーリングシェルターのイメージ

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ

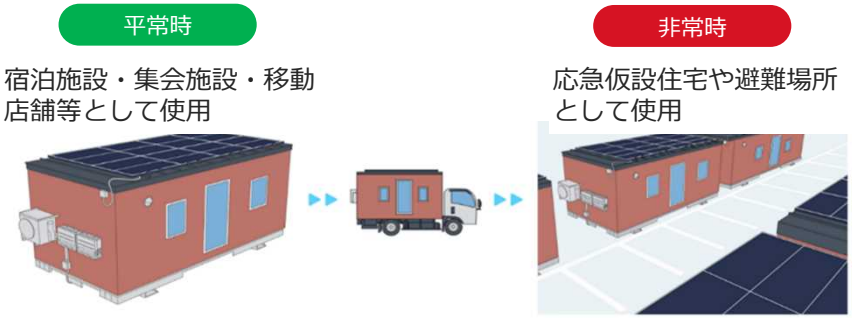

お問合せ先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室
大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（3）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

環境省

物流施設における省CO2型省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入を支援します。

1. 事業目的

- 補助事業実施による省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することでサステナブル倉庫モデルの普及を図り、業界全体におけるCO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。
- 自動化機器・システム等及び再生可能エネルギー設備を同時導入することで、CO2排出削減や担い手不足対策だけでなく、災害時におけるサプライチェーンの維持等、地域課題の解決にも貢献する。

2. 事業内容

2050年のカーボンニュートラルに向けて、社会全体におけるCO2排出削減が求められている中で、ストックとして長期にわたりCO2排出に影響する物流施設においてCO2排出を削減することは、物流業界全体におけるCO2排出削減に大きく貢献する。
また、ドライバーの時間外労働時間の上限規制による輸送能力の不足等のいわゆる2024年問題の解決に向けて、サプライチェーンの結節点である物流施設においても、保管作業の省人化のみならず、荷役作業を含めた物流施設全体の省人化を促進する必要がある。
こうした中で、①省CO2化・省人化機器等の導入によるエネルギー消費削減、②保管作業や荷役作業の省人化に伴う照明・空調のエネルギー消費削減、③再エネ設備の導入によるエネルギー供給を同時に行う事業について、その高額な初期コストを補助することにより、サステナブル倉庫モデルを構築・展開し、業界全体におけるCO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。

○補助対象：物流施設における省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入を行う事業

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（1/2）（上限１億円）
■補助対象　地方公共団体、民間事業者・団体等
■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

● 補助対象事業のイメージ

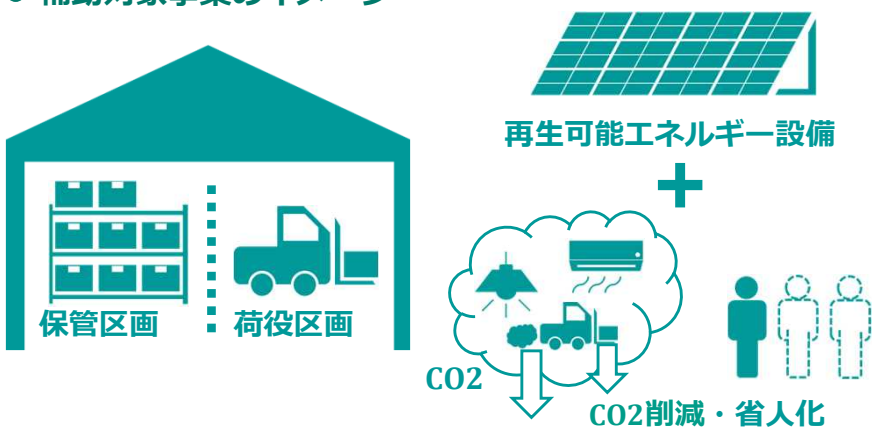

● 省CO2化・省人化機器等の例

無人ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ

無人搬送車

無人けん引車

ﾃﾞﾊﾞﾝﾆﾝｸﾞﾛﾎﾞｯﾄ

※導入により省CO2化されるものに限る。

お問合せ先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

環境省

【令和６年度補正予算（案）11,175百万円】
※４年間で総額34,373百万円の国庫債務負担

既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野において、2050年の目指すべき姿（ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※の確保）を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、事務所や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、快適性など、ウェルビーイング／くらしの質の向上を図る。

2. 事業内容

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

○主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上削減されること（ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%）、BEMSによるエネルギー管理を行うこと　等

○主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器　等

（・設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。
・一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。）

○補助額：改修内容に応じて定額（補助率1/2～1/3相当）　等

3. 事業スキーム

■事業形態	間接補助事業
■委託先及び補助対象	地方公共団体、民間事業者・団体等
■実施期間	令和６年度

4. 補助事業のイメージ

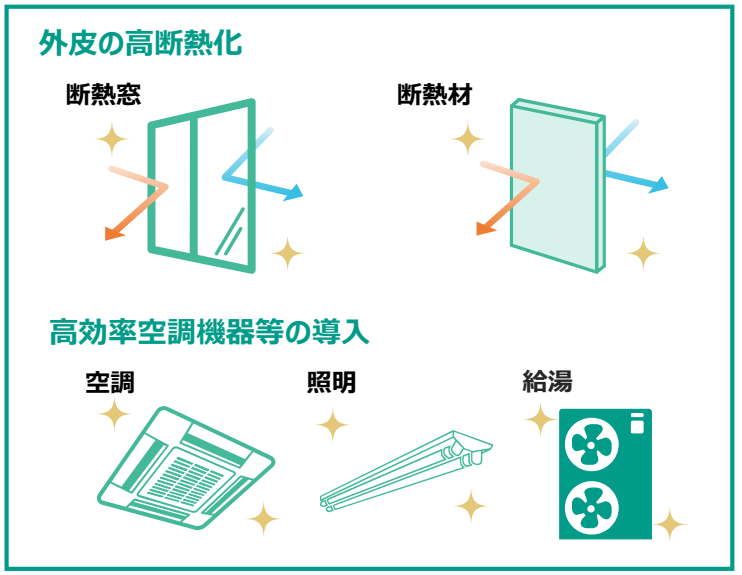

省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

（一部　総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業）

環境省

【令和６年度補正予算（案） 7,000百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

（１）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
（２）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業
（３）離島の脱炭素化等推進事業
（４）新手法による建物間融通モデル創出事業
（５）データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業

＊ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

＊（１）（２）（３）（４）の該当メニューにおいて、EV・PHV（外部給電可能なものに限る）を充放電設備又は充電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助（上限あり）

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業

■補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

ストレージパリティ達成に向けた自家消費型太陽光・蓄電池導入

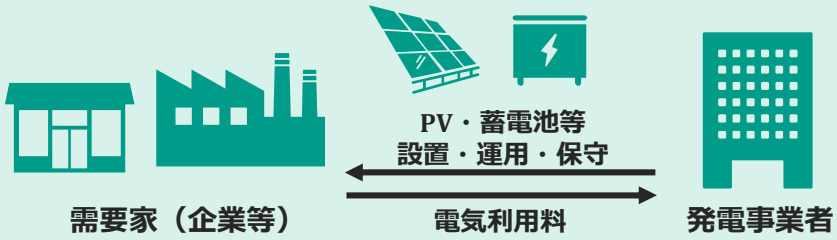

設置場所の特性に応じた再エネ導入

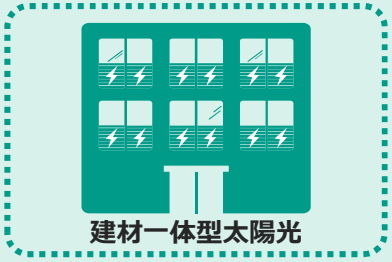

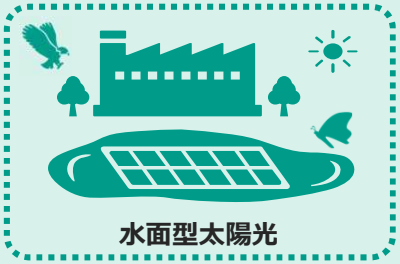

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
（１）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）

環境省

初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、主に蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティを達成し、我が国の再エネの最大限の活用と防災性強化を図る。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO_2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にもつながり、電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援、集合住宅・戸建住宅等への自家消費型太陽光発電設備の導入支援、蓄電池の収益性を高める取組への支援等を通じ、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業【補助】
業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。
※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。
※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業
（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））

■補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入

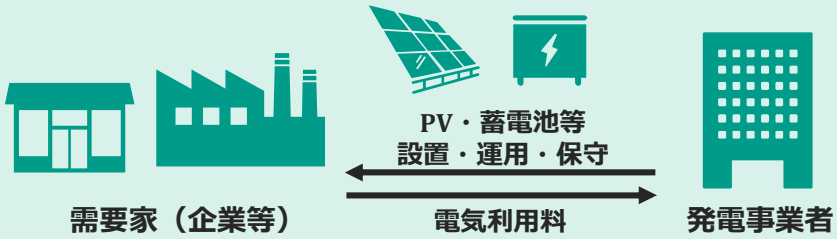

太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース	５万円/kW			７万円/kW
購入	４万円/kW			－

＊蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること
＊EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
（２）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省 連携事業）（1/2）

環境省

地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所の特性に応じた太陽光発電設備の導入・価格低減を促進する。

2. 事業内容

① **地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）**
生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

② **建物等における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助額８万円/kW）**
駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。

③ **窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率3/5、1/2）**
住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（1/2、3/5、定額）

■補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

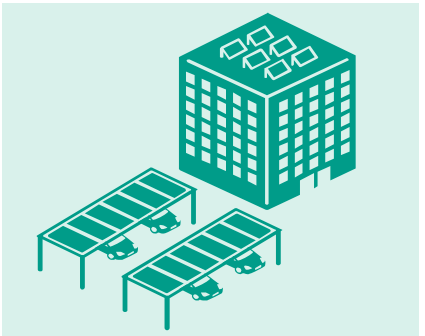

駐車場太陽光（ソーラーカーポート）

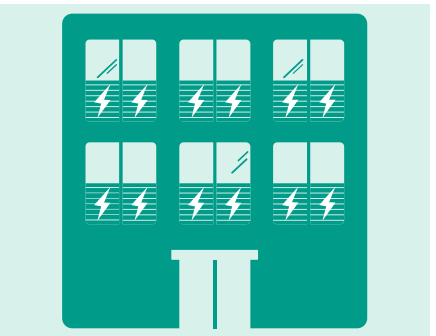

建材一体型太陽光

営農型太陽光（ソーラーシェアリング）

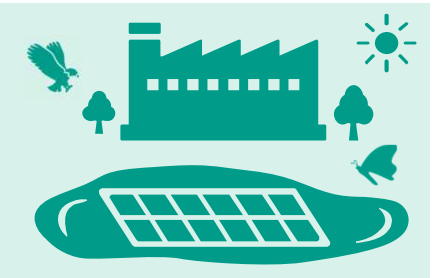

水面型太陽光

※①コスト要件
本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
（２）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（2/2）

環境省

地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の特性に応じた、再エネ熱利用、工場廃熱利用等を支援し、価格低減を促進する。
- 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデルとして、熱分野でのCO_2ゼロに向けたモデル創出等を支援し、熱の脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

④ **再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業（補助率1/3、1/2）**
地域の特性に応じた、(a)再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）、(b)工場廃熱利用、のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件（※）を満たす場合に、設備導入支援等を行う。

⑤ **地域における脱炭素化先行モデル創出事業（補助率3/4、2/3）**
熱分野でのCO_2ゼロに向けた、複数施設におけるCO_2の削減や、地域における熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業
（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/3、1/2、2/3）

■補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

※④コスト要件
（熱利用）：当該設備のCO_2削減コストが従来設備のCO_2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。
（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
（３）離島の脱炭素化等推進事業

環境省

再エネ設備等の群単位での制御や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における再エネ主力化を目指します。

1. 事業目的

- 離島において、バイオマス発電や風力発電等の再エネ設備や需要側設備の群単位の管理・制御技術を社会実装しながら、離島全体での再エネ自給率を向上させることで、離島の脱炭素化に向けた取組を促進する。

2. 事業内容

離島の脱炭素化推進事業

離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再エネの割合が低く、本土と比較して、実質的なCO2排出係数が高い。一方で、太陽光や風力等の再エネは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるためには、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化には、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

そこで、離島において、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高め、CO2削減を図る取組に対して、計画策定の支援や、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の活用推進に向けた計画策定や設備等導入支援を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：2/3）

■補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

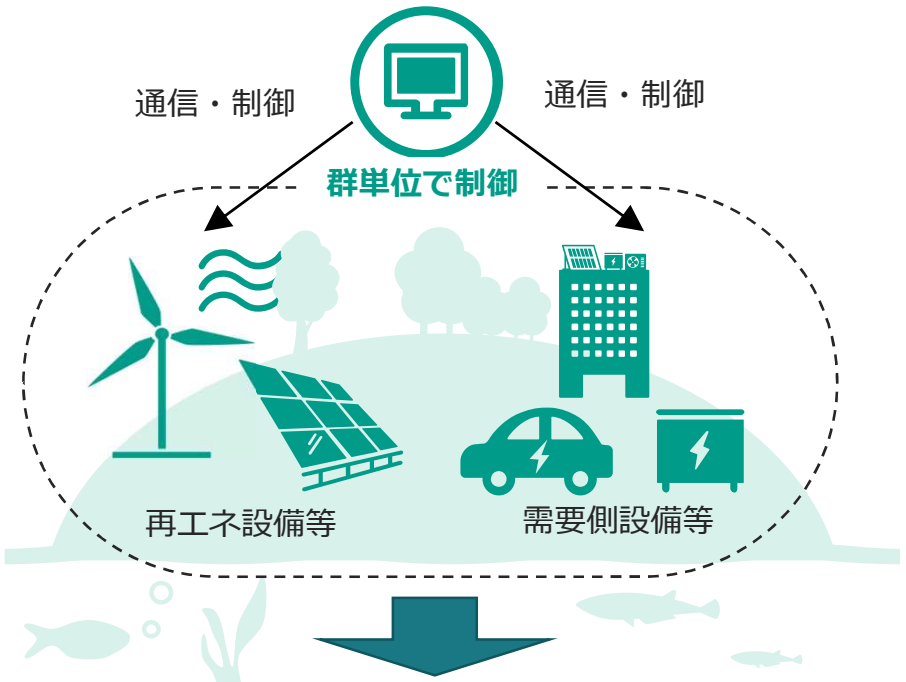

離島全体での調整力の強化による、再エネ自給率の向上、脱炭素化

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
（４）新手法による建物間融通モデル創出事業

環境省

省CO2と災害時の電力確保が可能となる新手法による建物間電力融通のモデル創出を支援します。

1. 事業目的

- 民間企業等による再エネ設備や需要側設備に関してTPOモデル（第三者保有モデル）を活用した平時の省CO2と災害時の避難拠点機能を両立するための建物間での電力融通モデル創出・普及促進を支援する。

2. 事業内容

TPOモデル（第三者保有モデル）は、需要家が初期費用ゼロで設備を導入することが可能な手法であり、今後は太陽光発電設備のみならず、蓄電池、需要側省エネ設備、自営線等、直流給電網も含めて、第三者による包括的な設備導入とエネルギーマネジメントを行うビジネスモデルが確立されることで、総合的な脱炭素化が加速することが期待される。

このようなエネルギーシステムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

本事業では、民間企業等が、TPOモデルという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省CO2と災害時の避難拠点機能を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

地方自治体と防災協定を締結する取組には重点的な支援を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/2、2/3）

■補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

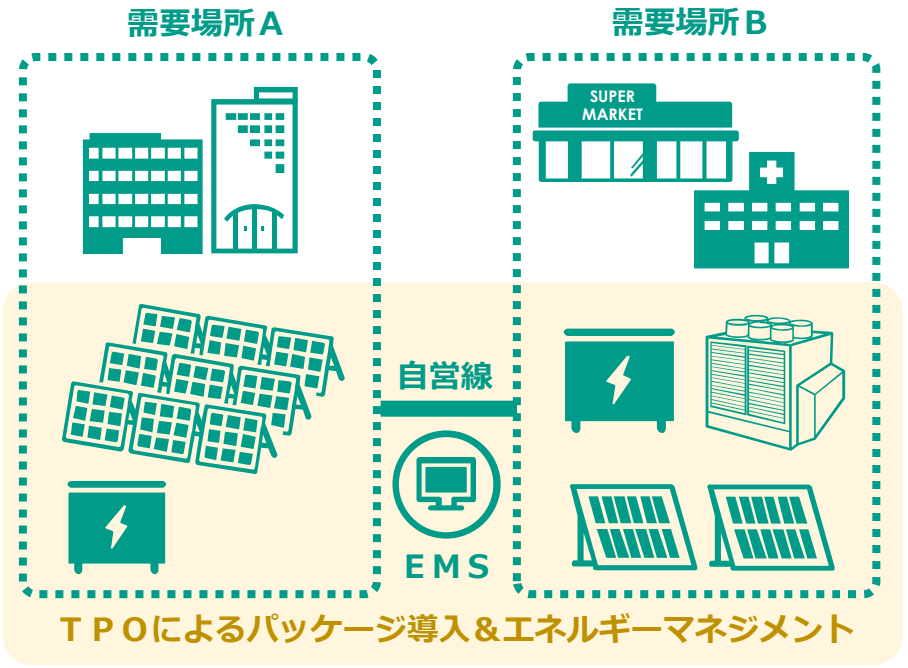

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
（５）データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業（総務省連携事業）

環境省

データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

- デジタル化の進行により、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予見される中、2050年カーボンニュートラルを達成するには、徹底した省エネを行いながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。
- 再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化や地方分散立地推進等も実施しながら、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

2. 事業内容

データセンターの脱炭素化支援事業（補助率1/3）

データセンター脱炭素化を推進するため、(a)新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入、(b)既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修、(c)省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターの設備等導入について支援を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（1/３）

■補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

(a)新設 (b)改修

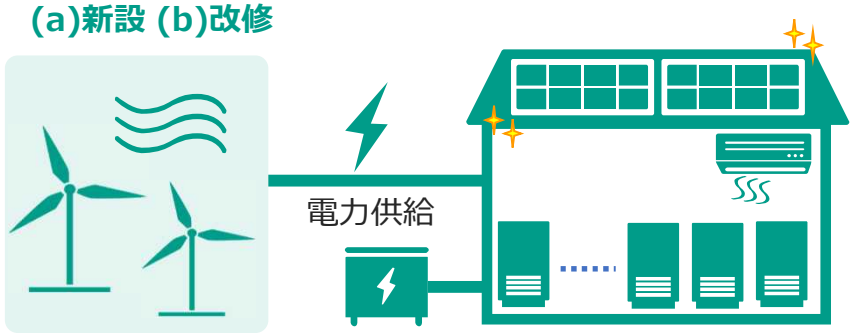

(c)コンテナ

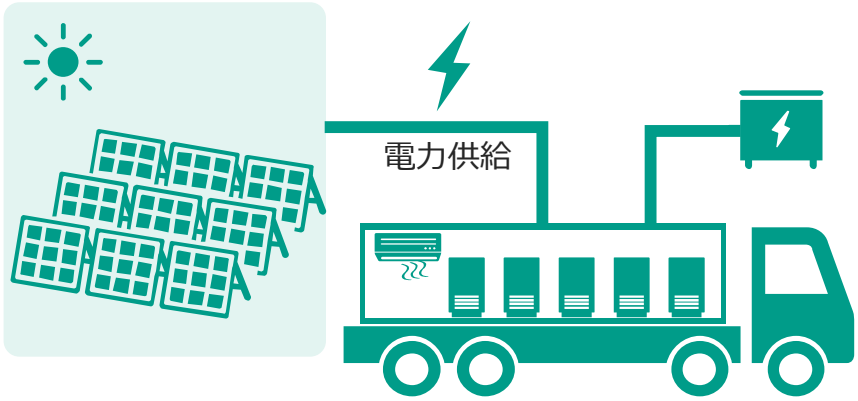

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）

環境省

【令和６年度補正予算（案）　3,000百万円】

工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、バリューチェーン全体でのCO2排出削減を加速する。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標を達成するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押しすることでバリューチェーン全体のCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し、省CO2化の浸透を図ります。

2. 事業内容

① **省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）**
中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組※1により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等※2を支援する（３カ年以内）。

※1 蒸気システム,空調システム,給湯システム,工業炉,CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外
※2 複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む

② **DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）**
DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を支援する（２カ年以内）。

3. 事業スキーム

■事業形態　①②間接補助事業
■補助対象　民間事業者・団体
■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

① 省CO2型システムへの改修支援事業

補助事業の実施

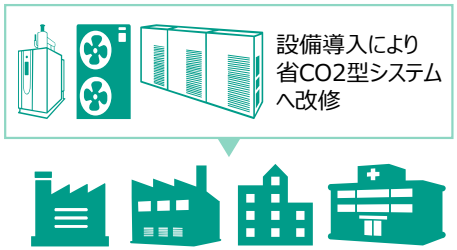

補助事業の効果

- 脱炭素性能の高い機器の導入促進、長期間にわたる省CO2効果を発現
- CO2排出量を毎年度モニタリングすることで省CO2効果を見える化
- CO2排出削減の効果が高い優良事例を広く発信

② DX型CO2削減対策実行支援事業

データにより設備稼働の現状・課題を見える化

▶ 工場・事業場の運用改善をタイムリーに実施し、CO2削減

▶ データ等を用いて、適正な設備容量への改修計画を策定し、CO2削減

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

商用車等の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）

環境省

【令和６年度補正予算（案） 40,000百万円】

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスや建設機械の電動化を支援します。

1. 事業目的

- 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約２割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約４割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- また、産業部門全体のCO2排出量は、日本全体の約35.1%、そのうち建機は約1.7%を占め、建機の電動化も必要不可欠である。
- このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）や建機の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

商用車（トラック・タクシー・バス）及び建機の電動化（BEV、PHEV、FCV等※）のために、車両、建機及び充電設備の導入に対して補助を行う。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

また、GX建機※の普及状況を踏まえ、今後、公共工事でGX建機の使用を段階的に推進していくことに伴い、GX建機を導入する事業者等に対して、機械及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※GX建機：国土交通省の認定を受けた電動建機。

3. 事業スキーム

■事業形態	間接補助事業（補助率：差額の2/3、本体価格の1/4等）
■補助対象	民間事業者・団体、地方公共団体等
■実施期間	令和６年度

4. 事業イメージ

【トラック】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3　等

補助対象車両の例

EVトラック/バン

FCVトラック

【タクシー】補助率：車両本体価格の1/4　等

補助対象車両の例

EVタクシー

PHEVタクシー

FCVタクシー

【バス】　補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3　等

補助対象車両の例

EVバス

FCVバス

【建設機械（新規）】　補助率：標準的燃費水準機械との差額の2/3　等

補助対象機械の例

GX建機

【充電設備】補助率：本体価格の1/2　等

補助対象設備の例

充電設備

※本事業において、上述の車両及び建機と一体的に導入するものに限る

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室　電話：03-5521-8301

災害等廃棄物処理事業費補助金

環境省

【令和６年度補正予算（案） 32,464百万円】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援します。

1. 事業目的

令和６年能登半島地震等により発生した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業に要する費用に対して補助を行い、被災者の生活の早期再建を促進し、被災市町村における早期の復旧・復興を図る。

2. 事業内容

（１）ごみ処理

市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助。

（２）し尿処理

市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処理に係る事業（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。）に要する費用に対する補助。

3. 事業スキーム

■事業形態　直接補助事業（補助率１／２）

■補助対象　市町村等

■実施期間　令和６年度

4. 補助対象

①片付けごみの収集・運搬及び処分

②損壊した家屋等の解体、がれきの収集・運搬及び処分

③仮設トイレのし尿収集・運搬及び処分

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課　03-5521-8337

災害等廃棄物処理促進費補助金

環境省

【令和６年度補正予算（案） 2,161百万円】

既存基金制度の枠組みを活用し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援します。

1. 事業目的

令和６年能登半島地震等により特に必要となった廃棄物の安全かつ適正な処理を既存基金制度の枠組みを活用し、被災地における災害廃棄物処理事業を支援する。

2. 事業内容

災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して行う事業について、環境省より被災県に対し基金を造成するための補助金を交付し、被災県は基金を取り崩して市町村へ補助。

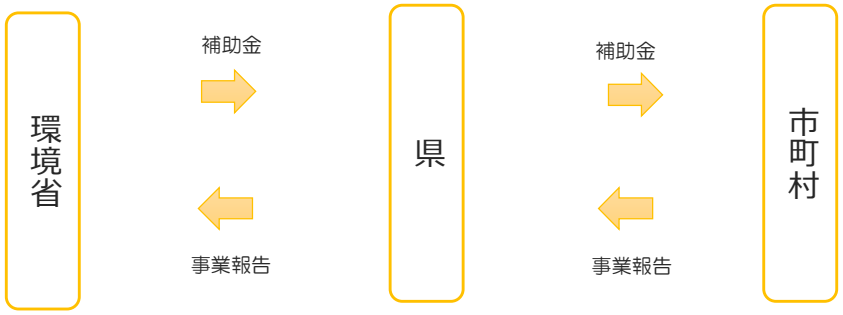

3. 事業スキーム

- ■事業形態　直接補助事業（基金）
- ■補助対象　県
- ■実施期間　令和６年度

4. 補助対象

災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して行う以下の事業について、既存基金制度の枠組みを活用し支援。

①片付けごみの収集・運搬及び処分

②損壊した家屋等の解体、がれきの収集・運搬及び処分

③仮設トイレのし尿収集・運搬及び処分

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課　03-5521-8337

廃棄物処理施設災害復旧事業費補助

環境省

【令和６年度補正予算（案） 4,742百万円】

被災した廃棄物処理施設の復旧を支援します。

1. 事業目的

令和６年能登半島地震等により被害を受けた廃棄物処理施設の災害復旧事業に要する費用に対して補助を行い、早期の廃棄物処理体制の回復を図る。

2. 事業内容

地方公共団体が行う、災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）及び産業廃棄物処理施設の災害復旧事業に要する費用に対する補助。

＜施設に被害をもたらした災害＞
・令和６年能登半島地震
・台風第１０号
・９月20日からの豪雨　等

3. 事業スキーム

■事業形態　直接補助事業（補助率１／２、８／１０）

■補助対象　地方公共団体

■実施期間　令和６年度

4. 補助対象

施設全体に被害・運転停止

被災した廃棄物処理施設　　被災した浄化槽

災害復旧事業

復旧・運転再開

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課　03-5521-8337

能登半島国定公園等施設災害復旧、
能登半島の自然資源を活かしたツーリズムと地域づくりの推進

環境省

【令和６年度補正予算（案）　586百万円】

能登半島の豊かな自然資源を活かしたツーリズム等の推進支援を通じて、石川県創造的復興プランに貢献します。

1. 事業目的

・石川県創造的復興プランに貢献するため、ロングトレイル（自然歩道）の創設、トキと共生する里地づくり、能登半島国定公園の活用、自然環境調査など、能登半島の豊かな自然資源を活かしたツーリズムと地域づくりの推進を支援。
・能登半島国定公園をはじめとする被災した自然公園施設の速やかな復旧に向けて、石川県の要請を汲んだ支援を実施。

2. 事業内容

（１）国立公園等利用等推進事業費のうち、
能登半島地域の自然を活かした創造的復興推進事業【15百万円】
①能登半島地震の復興に資する国定公園のあり方検討事業
②復興トレイルツーリズムによる利用促進事業

（２）希少種保護対策費のうち、
希少種をシンボルとした地域づくり推進事業【25百万円】
・トキ放鳥に向けた着実な準備とトキをシンボルとした地域づくりへの支援

（３）生物多様性保全のためのモニタリング等事業費のうち、
能登半島自然環境調査【20百万円】
・自然を活用した震災復興に資するため、重要な自然環境の震災後の現状等を調査

（４）**自然公園施設災害復旧事業費【526百万円】**
・被災した自然公園施設の早期復旧の迅速な実施

3. 事業スキーム

■事業形態　　請負事業、補助事業（補助率：８／１０）
■請負先/交付対象　　民間事業者・団体、地方公共団体等
■実施期間　　令和６年度

4. 事業イメージ

（１）能登半島地域の自然を活かした創造的復興推進事業

地震後

⇨変化状況を踏まえ公園計画の見直しを検討

復興トレイルツーリズムによる利用促進事業

（２）希少種をシンボルとした地域づくり推進事業

（４）自然公園施設災害復旧事業費〈事業実施箇所（例示）〉

お問合せ先：環境省自然環境局　（１）国立公園課：03-5521-8277 、国立公園利用推進室：03-5521-8271
（２）野生生物課希少種保全推進室：03-5521-8353 （３）自然環境計画課生物多様性センター：0555-72-6033 （４）自然環境整備課：03-5521-8281

一般廃棄物処理施設の整備

環境省

【令和6年度補正予算（案）110,100百万円】
※内閣府、国土交通省計上予算を含む

防災・減災、国土強靱化、廃棄物エネルギーの利用等を推進するため一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

令和6年能登半島地震等により一般廃棄物処理施設が被災し、災害廃棄物も含めた廃棄物の処理に支障をきたす状況が発生したことを踏まえ、地域住民の安全・安心の確保の観点から災害時の事故リスクが懸念される一般廃棄物処理施設の整備及び更新を支援し、災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る。

また、既存のごみ焼却施設を更新することで、エネルギー起源CO2の排出抑制を図り、廃棄物処理分野の2050年カーボンニュートラルに向けた対応を加速化する。

2. 事業内容

市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである一般廃棄物処理施設の整備等を支援し、耐水対策や災害対応拠点機能を強化した施設を整備することで防災機能の向上等を図るとともに、既存施設の更新等によりエネルギー起源CO2の排出抑制を図り、廃棄物処理分野の2050年カーボンニュートラルに向けた対応を加速化する。

具体的には、以下の施設整備事業等の一部を補助する。
- エネルギー回収型廃棄物処理施設
- 基幹的設備改良事業
- 有機性廃棄物リサイクル推進施設　等

3. 事業スキーム

■事業形態	交付金（交付率：１／３（一部１／２））
■交付対象	市町村等
■実施期間	令和6年度

4. 事業イメージ

老朽化及び対策不足のため、災害時の事故リスクが懸念されている施設の整備

地域の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備等を支援

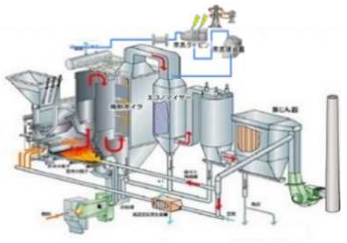

既存施設の更新等によりエネルギー起源CO2の排出抑制を図る

お問合せ先：環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課　電話：03-5521-8337

災害に強い浄化槽の整備による防災対策の拡充（循環型社会形成推進交付金）

環境省

【令和６年度補正予算（案）500百万円】

単独処理浄化槽やくみ取り槽を災害に強く早期に復旧可能な合併処理浄化槽へ転換する事業等の支援を行います。

1. 事業目的

- 現在でも全国で未だに約830万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況にある。政府目標である令和８年度の汚水処理施設整備の概成を目指し、浄化槽法に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに維持管理の向上のための支援を行う。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、防災・減災、国土強靭化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を図るための支援を行う。

2. 事業内容

市町村が実施する浄化槽事業に対して交付金による支援を行う。

＜主な支援メニュー＞

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）
　単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業

○汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）<R8までの時限措置>

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換
　浄化槽設置・宅内配管工事、転換時の撤去、単独処理浄化槽の雨水貯留槽等再利用

○浄化槽災害復旧事業

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業

○浄化槽整備効率化事業
　浄化槽台帳作成、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査等含む）、維持管理向上・費用低減に資する一括契約等に必要な情報集約・システム構築、講習会等

3. 事業スキーム

■事業形態　交付金、補助金（交付率1/3又は1/2）

■交付対象　地方公共団体

■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

○浄化槽のイメージ

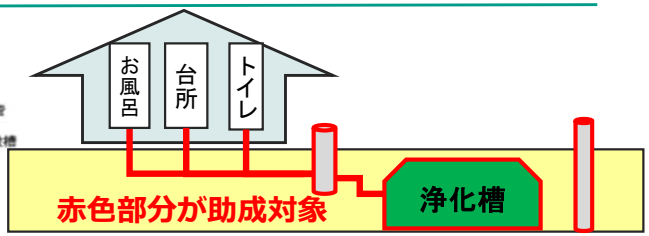

浄化槽設置・宅内配管工事、転換時の単独処理浄化槽・くみ取り槽撤去、単独処理浄化槽の雨水貯留槽等再利用を助成

○交付フロー

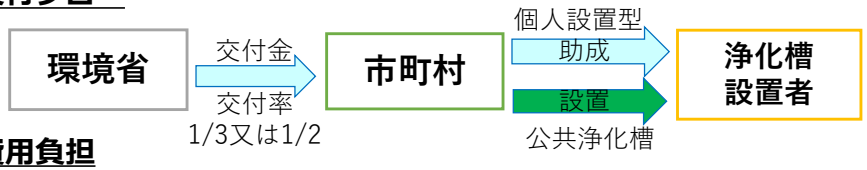

○費用負担

浄化槽設置整備事業（個人設置型）

個人（6割相当）	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国

浄化槽設置整備事業（個人設置型）浄化槽災害復旧事業

	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国

※浄化槽災害復旧事業は交付対象事業費の全額が交付対象（環境省に要協議）

公共浄化槽等整備推進事業

	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国

※市町村は、別途、負担金（事業費の1割程度）を個人より徴収

お問合せ先：　環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室　電話：03-5501-3155

大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業

環境省

【令和６年度補正予算（案） 958百万円】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実施し、早期の復旧・復興につながる体制整備・強化を図ります。

1. 事業目的

令和６年能登半島地震の検証等を踏まえ、大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築を図る。

2. 事業内容

気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、さらに首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生が懸念されている。
令和６年能登半島地震等における課題を踏まえ、国土強靱化の観点から抜本的な災害廃棄物処理システムの強靱化に向け、平時からの備えを進める。

大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

(1)令和６年能登半島地震における災害廃棄物対応の検証
(2)地域ブロックにおける広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備
(3)全国レベルでの広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備
(4)損壊家屋等の公費解体の迅速化

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業
■請負先　民間事業者・団体
■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

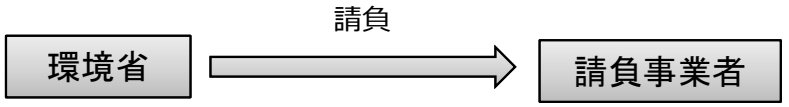

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　災害廃棄物対策室　電話：03-5521-8358

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

環境省

【令和６年度補正予算（案）　2,000百万円】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（令和２年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和３年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※１への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

※１　地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2　蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※　都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

■事業形態	間接補助	都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
■補助対象	地方公共団体	（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
■実施期間	令和６年度	

4. 支援対象

○地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
○業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

導入 ←

・再エネ設備
・蓄電池
・CGS
・省CO2設備
・熱利用設備　等

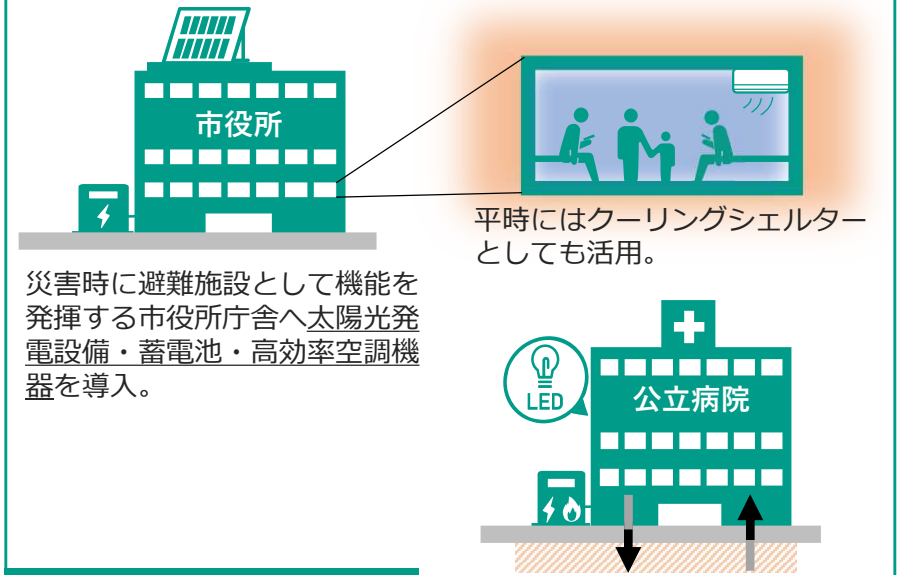

地域のレジリエンス強化・脱炭素化の取組例

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課　電話：03-5521-8233　（浄化槽について）環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室　電話：03-5501-3155

自然公園等事業費等

環境省

【令和６年度補正予算（案） 4,784百万円】

自然公園等における国土強靱化対策・持続可能な観光地域づくりを加速化します。

1. 事業目的

① 利用者の安全確保や国土荒廃を防止するための防災・減災、国土強靱化対策の加速化
② 持続可能な観光地域づくりの実現に貢献する受入れ環境の整備

2. 事業内容

●自然公園等施設の防災機能の強化
●持続可能な観光地域づくりに資する受入れ環境の整備

・災害時の一時的な避難施設等の再整備
・災害時に避難するための歩道等主要動線の再整備
・予防保全型管理としての長寿命化計画に基づく老朽化対策
・点検等により確認された修繕が必要な施設の老朽化対策
・植生等の保全・再生による地表侵食の軽減、大規模崩落の抑制・防止
・地方公共団体が実施する上記整備への支援（交付金） 等

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業/交付金事業（国立公園50% 国立公園以外45%）
■請負先/交付対象　請負事業：民間、交付金事業：地方公共団体
■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

事例１ 休憩所の安全対策

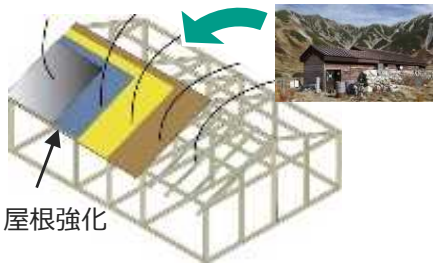

屋根強化・耐震化改修

事例2 主要導線の再整備

老朽化木道の改修等

事例３　持続可能な観光地域づくりに資する受入れ環境の整備

ビジターセンター(拠点施設)整備

展望園地整備

お問合せ先： 環境省自然環境局　自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課　電話：03-5521-8281

水俣病に関する総合的な研究の推進等

環境省

【令和６年度補正予算（案）1,127百万円】

水俣病対策を一層推進させるため、脳磁計をはじめとする研究機器の早期更新等を行う。

1. 事業目的

① 耐用年数を経過した脳磁計を更新することで、水俣病特措法に定められた健康調査が円滑に実施されることとなる。また、水俣病に関する研究の推進に必要な機器の導入を行う。
② 地域経済の活性化を通じた水俣病問題の解決に向けた水俣病関連施設の整備等を行う。

2. 事業内容

水俣病関連団体と環境大臣との懇談では、水俣病被害地域における健康調査の実施や水俣病関連事業の充実が要望されているところ。

【研究機器の更新等】

耐用年数を経過した脳磁計を早期に更新し、水俣病の客観的調査手法の開発を促進することにより、２年以内に開始する脳磁計とMRIを活用した水俣病被害地域の健康調査を円滑に実施する。その他、研究の推進に必要な機器の導入を行う。

【施設の整備等】

「水俣川河口臨海部振興構想」に基づき、産業団地の活性化を図ることを目的に南九州西回り自動車道建設で排出される土砂を利用し、丸島漁港から水俣川河口にいたる海岸部に埋立地を造成すると共に、生態系に配慮した護岸整備等を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業、間接補助事業（補助率8/10）

■対象　民間事業者・団体（請負）、地方公共団体（補助）

■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

研究機器の更新等

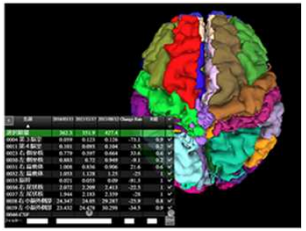

脳磁計とMRIを活用した健康調査を２年以内に確実に実施するため、脳磁計の早期更新等を行う。

施設の整備等

水俣病の発生により影響を受けた水俣・芦北地域の振興のため、環境配慮型の護岸整備等を行う。

お問合せ先：　環境省国立水俣病総合研究センター　電話:0966-63-3111　／　環境省大臣官房環境保健部企画課特殊疾病対策室　電話:03-5521-8257

子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の化学物質分析加速化事業

環境省

【令和６年度補正予算（案）600百万円】

化学物質のばく露等による子どもへの健康影響を明らかにするエコチル調査において、エコチル調査を効果的・効率的に推進し、生体試料の化学分析及び遺伝子解析等を加速化し、安全・安心な環境の早期実現等を図ります。

1. 事業目的

約10万組の親子の協力のもと実施しているエコチル調査で採取された生体試料について、解析手法が確立されている合成香料の化学分析および遺伝子解析を加速し、化学物質による子どもの健康への影響の解明を進め、安全・安心な環境の早期実現等を図る。

2. 事業内容

○ 約10万組の親子の協力のもと実施しているエコチル調査において、生体試料の化学分析等を加速化し、その影響を解明することで、安全・安心な環境の実現を目指すもの。

○ 合成香料は社会的な注目が高まっている一方で、国内で健康影響評価の先行研究がなく、疫学研究による科学的知見の集積が急務である。

○ さらに、化学物質の健康影響を正確に評価するために、両親の遺伝的要因を加味する必要があり、化学物質の健康影響の分析の加速化のため、遺伝子解析を加速化する。

3. 事業スキーム

■事業形態　交付金

■交付対象　研究機関（国立環境研究所）

■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

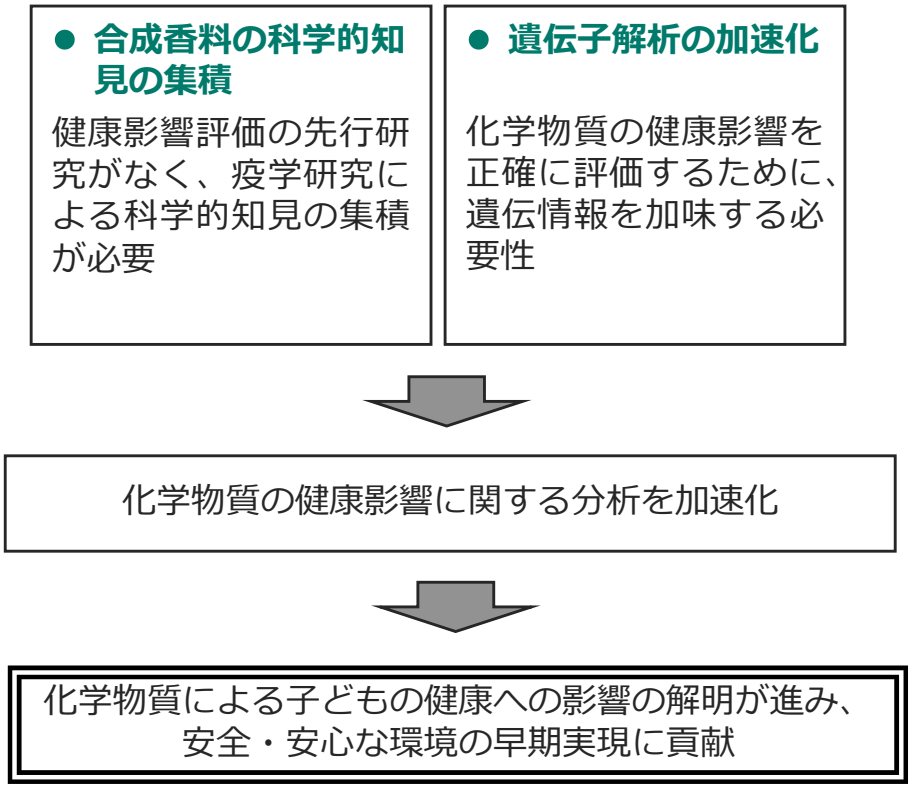

お問合せ先：　環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課環境リスク評価室　電話:03-5521-8263

PFAS対策推進費

環境省

【令和６年度補正予算（案） 886百万円】

PFAS対策技術実証事業の実施を通じ、技術開発を促進します。

1. 事業目的

①PFAS対策技術の実証事業を通じ、ばく露低減のための効果的な対策技術に関する知見を充実させ、ガイドラインを作成する。
②科学的知見に基づく情報発信やばく露評価を実施するために必要な調査を通じ、更なる安全・安心の確保を図る。

2. 事業内容

近年、PFOS・PFOAの目標値等を超過した地域において、高濃度の汚染土壌・排水・地下水等が確認され、また、国内外で様々な濃度低減の対策技術が提案され始めている。

このため、PFAS対策技術の実証事業を実施し、濃度低減に資する効果的な対策技術の知見を集積する。これらの知見をもとに実用可能性の高いガイドラインを作成する。

また、科学的知見に基づく情報発信（リスクコミュニケーション）や、ばく露評価を実施するために必要な調査等（PFASの一斉分析法の開発や測定など）を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業、委託事業
■請負先・委託先　民間事業者・団体
■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

①PFAS対策技術の実証等

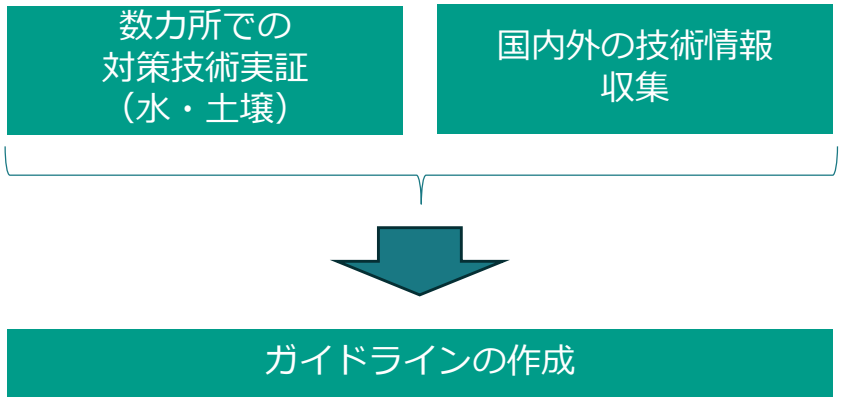

②情報発信（リスクコミュニケーション）、ばく露評価

お問合せ先：　環境省水・大気環境局環境管理課有機フッ素化合物対策室　　電話：０３－５５２１－８３１３

指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ・クマ類）対策事業

環境省

【令和６年度補正予算（案）　2,610百万円】

ニホンジカ・イノシシ・クマ類による被害防止・軽減に向け、地方自治体が行う対策の支援や方針等の検討・改定等を行います。

1. 事業目的

- 都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲等や被害対策等を支援する。
- クマ類による被害防止と地域個体群の保全の両立に向けて、クマ類の保護管理や出没対応に関する方針の検討・改定、絶滅のおそれのある四国の個体群の保全対策の検討等を行い、都道府県等によるクマ類の総合的な対策を促進する。

2. 事業内容

◆交付金事業（指定管理鳥獣対策事業交付金（シカ・イノシシ・クマ類））

① ニホンジカ・イノシシ捕獲等事業：都道府県の管理等の計画の策定、調査、捕獲、捕獲の担い手の育成、ジビエ利用拡大を考慮した捕獲支援等

② クマ類総合対策事業：都道府県のクマ類の管理等の計画策定、捕獲、出没防止対策、専門人材育成等

◆国直轄事業（クマ類）

❶ 鳥獣保護管理法の基本指針の改定に向けた検討や、市街地等での銃猟に係るガイドラインの作成

❷ クマ類の保護管理・出没対応に関する都道府県向け技術指針の改定

❸ 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全のための広域保全計画（仮称）策定に向けた調査・検討等

3. 事業スキーム

■事業形態	交付金（補助率１／２、２／３、定額） / 請負事業
■交付対象/請負先	交付金事業：都道府県（市町村への間接補助（クマ類））、協議会 請負事業：民間事業者・団体
■実施期間	令和６年度

4. 事業イメージ

交付金事業…地方自治体が行うシカ・イノシシ・クマ類の捕獲等や被害防止対策への交付金による支援

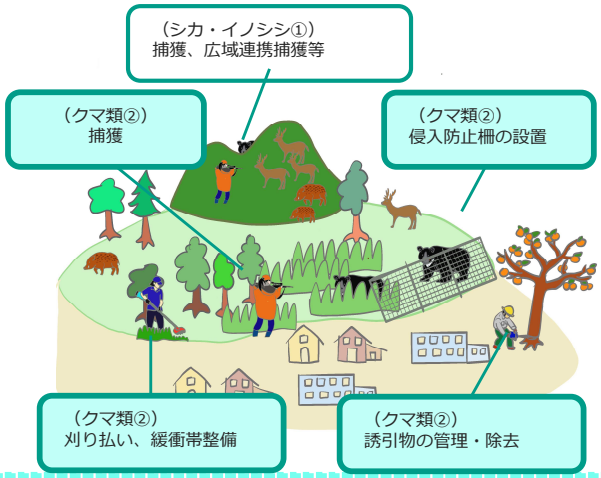

国直轄事業…地方自治体が行うクマ類の保護管理対策に関する方針等の検討・改定、四国の個体群の保全対策

❶鳥獣法基本指針の改定に向けた検討や**市街地等での銃猟に係るガイドライン**の作成等

❷特定計画策定のためのガイドライン・出没対応マニュアルの改定

❸絶滅のおそれのある**四国の個体群の保全**

お問合せ先：　環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室　電話：03-5521-8285

特定外来生物防除等対策事業

環境省

【令和６年度補正予算（案）　400百万円】

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

1. 事業目的

・地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。
・昆明・モントリオール生物多様性枠組のターゲット「2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減」の達成。
・分布拡大期にある特定外来生物の防除により、骨太の方針2024に掲げる「安全・安心で心豊かな国民生活」を実現。

2. 事業内容

令和４年５月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、令和５年４月に施行された。これにより、都道府県は、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることが、市町村はそれに努めることが責務となった。加えて、同法に基づき、国は地方公共団体における施策の支援に必要な措置を講ずることが責務となった。

同法に基づく責務規定及び特定外来生物に対する早期防除の重要性を踏まえ、分布拡大期にある特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。

（１）特定外来生物防除事業（交付率1/2以内）
→下記事業を行う自治体を始めとして、戦略的に特に重要な地域における分布拡大期の特定外来生物に対し、来春の飛散期等が始まる前までに徹底的・重層的な防除を実施。

（２）特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、250万円※）
→主に分布拡大期にある外来カミキリ等の侵入が今年度新たに確認された自治体を対象として、早期対応（防除計画策定や早期防除）の支援を実施。

（３）外来種対策戦略検討等事業（定額、250万円※）

※　ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

3. 事業スキーム

■事業形態　交付金（交付率は1/2以内又は定額）
■交付対象　地方公共団体
■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

・特定外来生物による被害の防止、分布拡大の抑制・根絶、生態系の回復を実現
・新たな世界目標「 2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減」を達成
・骨太の方針2024の「安全・安心で心豊かな国民生活」を実現

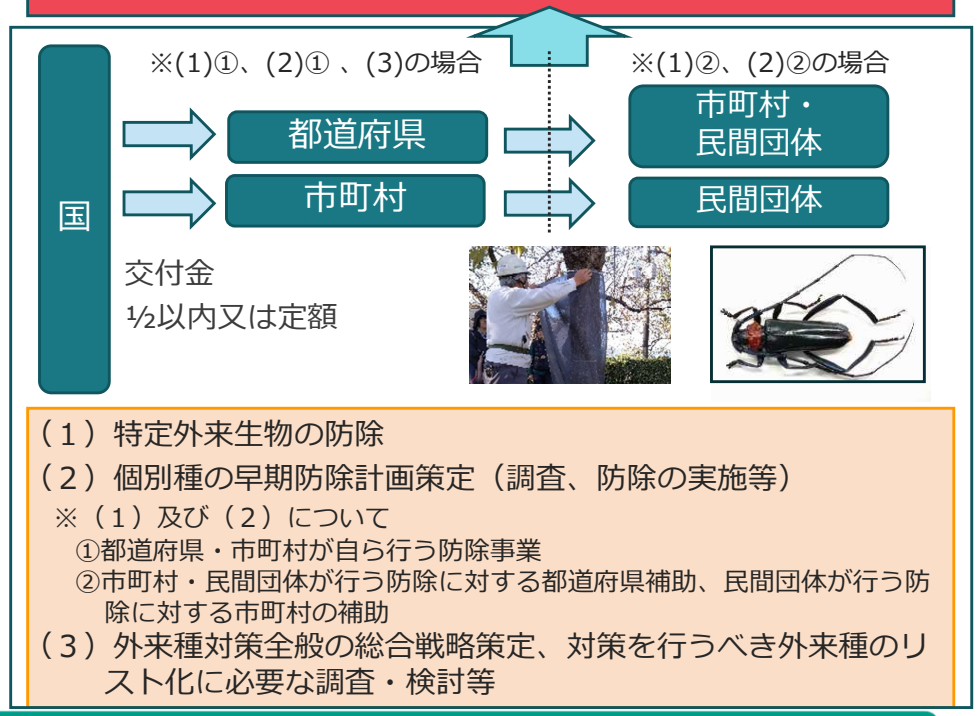

（１）特定外来生物の防除
（２）個別種の早期防除計画策定（調査、防除の実施等）
※（１）及び（２）について
①都道府県・市町村が自ら行う防除事業
②市町村・民間団体が行う防除に対する都道府県補助、民間団体が行う防除に対する市町村の補助
（３）外来種対策全般の総合戦略策定、対策を行うべき外来種のリスト化に必要な調査・検討等

お問合せ先：　環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室　　電話：03-5521-8344

海岸漂着物等地域対策推進事業

【令和６年度補正予算（案）3,525百万円】

環境省

海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

（補助率）

○地域計画策定事業（都道府県のみ）　・・・補助率 １／２

○回収・処理事業、発生抑制対策事業 ・・・補助率 ９／１０～７／１０、定額※
北朝鮮由来の確認漂着木造船については、補助率９．５／１０～８．５／１０
※漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は10百万円を上限とする補助。

3. 事業スキーム

■事業形態　補助事業

■補助対象　都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）

■実施期間　令和6年度

4. 事業イメージ

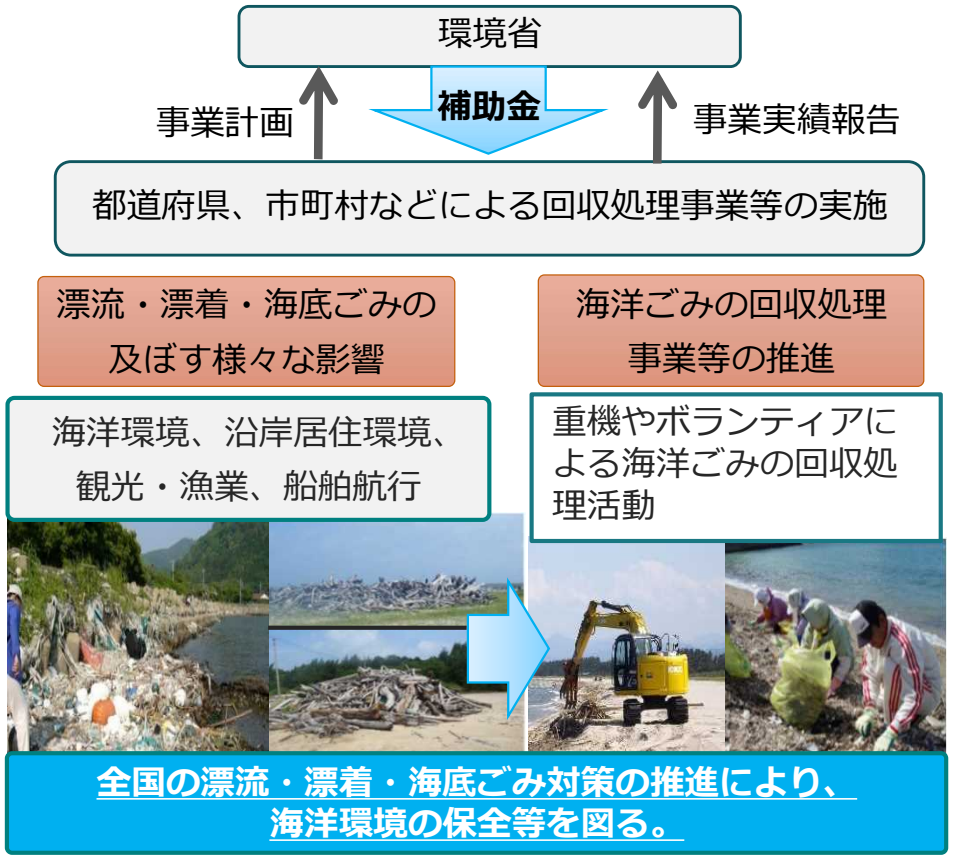

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　海洋環境課　海洋プラスチック汚染対策室　電話：03-5521-9025

新たな脅威に対処する一元的な水質評価・管理研究（国立環境研究所運営費交付金）

環境省

【令和６年度補正予算（案）135百万円】

PFASやアフターコロナの薬剤耐性(AMR)等の新たな脅威に対処し、一元的な水質評価・管理手法を確立するために必要な機器を早期に整備します。

1. 事業目的

喫緊の課題であるPFASや薬剤耐性（AMR）等の新たな脅威に対処し、水道水源を含めた一元的な有害物質等の動態評価・除去技術開発を進めるうえで必要な機器を早期に整備します。

2. 事業内容

本事業では、我が国において現在緊急的な対処が必要とされているPFAS対策に加え、アフターコロナの新たな脅威となっている抗菌剤などの殺生物剤のヒトや家畜、農水産物、害虫駆除への多用によって蔓延する、薬剤耐性(AMR)に対する先進的な研究に取り組むため、これまで基準項目とされていない高リスクの物質やPFAS・薬剤耐性（AMR）の問題、殺生物剤、マイクロプラスチック等の影響把握を目的とした水道水源を含めた一元的な有害物質等の動態評価・除去技術開発を進めるとともに、令和7年度から水道研究を所掌することを契機に、各脅威の発生源から環境水、水道水を経由して蛇口に至るまでのヒト・生態系への一元的な影響評価・管理手法を確立するために必要な機器を早期に整備する。とりわけPFAS対策においては、特に緊急的な対応を要する水道水源中のPFOS・PFOA等の迅速測定手法の開発や現状把握の進展に資する研究環境の整備を進めることで、課題への対応力強化に寄与することを目指す。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　交付金
- ■交付対象　研究機関（国立環境研究所）
- ■実施期間　令和6年度

4. 事業のイメージ

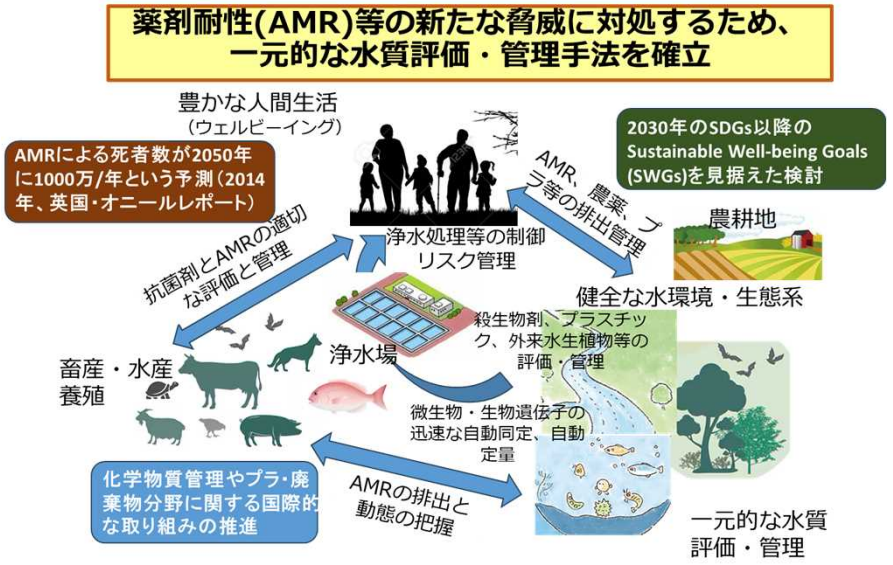

お問合せ先：　環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室　電話：03-5521-8238

生物多様性センター設備更新工事

環境省

【令和６年度補正予算（案）　56百万円】

生物多様性センターの設備の更新工事を行います。

1. 事業目的

①生物多様性に係る調査研究・情報発信施設として、適切に補修等を行う。
②古い情報を刷新し、能動的な展示内容とし、利用者満足度・普及啓発効果を高める。

2. 事業内容

老朽化により施設内で多数の破損箇所が見つかっており、これらの補修等を行う。また、耐用年数が経過している各種設備に対して、順次更新を行う。

令和６年度においては、熱源機（チラー）及び充電器の更新工事を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　　請負事業
■請負先　　民間事業者・団体
■実施期間　　令和６年度

4. 事業イメージ

生物多様性センター
（1998年竣工）

老朽化、耐用年数の経過

熱源機（チラー）の更新

充電器の更新

お問合せ先：　環境省　自然環境局　自然環境計画課　生物多様性センター　電話：0555-72-6031

PCB廃棄物適正処理対策推進費

環境省

【令和６年度補正予算（案） 4,182百万円】

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）のPCB処理施設のPCB除去及び撤去のための資金の出資等を行います。

1. 事業目的

JESCOのPCB処理施設からのPCB除去及び処理設備等の撤去のために必要となる資金の出資等を行うことで、PCB廃棄物処理事業終了後の施設からのPCB除去及び原状回復を速やかに実施し、地元自治体の安全・安心の確保に貢献する。

2. 事業内容

- PCB特措法に基づき、国が中心となりPCB廃棄物処理施設の整備を推進。JESCO（政府100%出資）が全国５箇所に施設を整備。
- JESCOの高濃度PCB廃棄物処理事業終了後、各処理施設から速やかにPCBを除去し、設備及び建屋の解体・撤去を含む処理施設設置場所の原状回復を行うことが必要。
- PCB除去及び原状回復にかかる費用をJESCOへ出資することで、PCB廃棄物処理にかかるJESCOの財政基盤を強化し、PCB除去及び原状回復を速やかに実施する。また、PCBの除去や処理施設設置場所の原状回復が安全かつ確実に行われることで、地元自治体の安全・安心の確保に貢献する。

3. 事業スキーム

■事業形態　出資金等

■補助対象　JESCO等

■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

- 高濃度PCB廃棄物処理施設（全国５箇所）におけるPCB除去及び撤去、PCB廃棄物処理の安全性等確保に向けた環境整備に関する事業に対して出資等を行う。

北九州事業所

大阪事業所

豊田事業所

東京事業所

北海道（室蘭）事業所

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室　　電話：03-6457-9096

課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業

環境省

【令和６年度補正予算（案） 2,329百万円】

公共関与産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理の適正化を支援します。

1. 事業目的

① 公共関与産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理の適正化を図る。
② 事業実施により得られた知見を基に都道府県等が関与する産業廃棄物最終処分場の整備・運用を支援する。
③ 産業廃棄物最終処分場に対する地域住民の信頼醸成を図る。

2. 事業内容

産業廃棄物最終処理施設の維持管理、運用等の事業に係る課題が依然として認められるため、一層の適正化を図るとともに課題の抽出・検討から得た知見を共有して事業の支援を行う。

また、国が掲げる産業廃棄物最終処分場の維持管理等に係る課題の解消に資するものとして、公共関与産業廃棄物最終処分場の施設整備に対して必要に応じて財政支援を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　交付金　1/4(産廃),1/3(一廃)
■交付対象　都道府県/民間事業者・団体（PFI選定事業者）
■実施期間　令和６年度

4. 活用事例

事例：栃木県の公共関与産業廃棄物最終処分場

最終処分場

エコグリーンとちぎ（栃木県那珂川町）

多重安全システムを備えるとともに、住民による処分場監視システムをもつ最終処分場

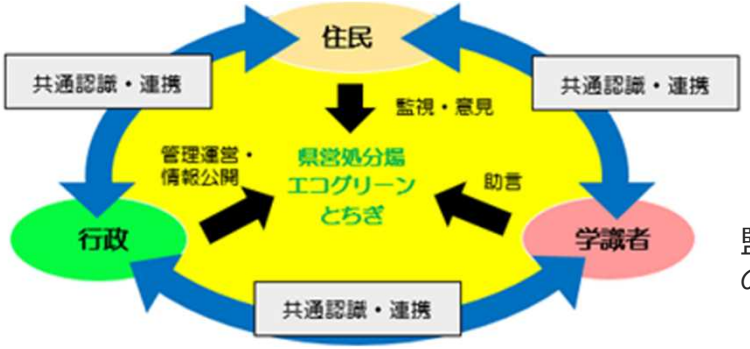

監視システムの概要

お問合せ先：　環境省　資源再生・資源循環局　廃棄物規制課　施設整備指導係　電話：03-6205-4903